

## 推進委員会における大量請求や大量の異議申立てに関する議論

### 1. 審議経過等における特記事項

- (1) 第1回推進委員会終了後の平成14年11月1日から県のホームページ上で意見募集を行い、情報公開に関する一般県民からの意見を受付けた。(平成15年3月まで)
- (2) 第4回推進委員会終了後の平成15年4月11日から県のホームページ上で提言案(改革の方向性(案))に対する一般県民からの意見募集を行った。(平成15年5月まで)
- (3) 大量請求や堆積する異議申立てに関して、過去の開示請求書や異議申立書を委員がそれぞれ閲覧した。(平成15年2月～3月)
- (4) 上位請求者の請求概要を資料として提出した(平成15年3月11日 第4回推進委員会)
- (5) 非公開のもとで、制度利用者からの委員による意見聴取を実施した。(平成15年4月23日)
- (6) 特に請求が集中している教育委員会から事情聴取を行い(平成15年5月7日 第5回推進委員会)、また、制度利用者からの意見書の提出を求めた。(提言書p5.7～p6.7に添付)

### 2. 提言書中において大量請求や大量の異議申立ての要因とされた事項 〈大量請求に関して〉

- (1) 情報の公表や提供の問題(提言書p4 Ⅲ1(2))  
本来、情報の公表や提供が十分になされているならば開示請求によらないですむはずのものが多数あるため、開示請求が大量になされてしまっているのである。
- (2) 開示請求者側の問題(提言書p4 Ⅲ1(3))  
開示請求者の側が開示請求に不慣れなためにその請求者の目的とは関連しない行政文書を大量に請求してしまったり、また特定の行政行為、あるいは県政への不満を解消するために開示請求を行っているという請求もないではない。
- (3) 特定の実施機関の問題(提言書p4 Ⅲ1(4))  
県教育委員会に対する開示請求が他の実施機関と比べ際立って多い。例年、全請求の約7割に達しているが、この教育委員会に対する大量の請求が全体としての開示決定の長期化を招いている。

<大量の異議申立てに関して>

(1) 条例上の問題 (提言書 p 4 III 2 (1))

開示請求者の視点からみれば、不開示事由が広すぎるため、それが受け入れることができずに異議申立てを行っている。

(2) 条例の解釈・運用の問題 (提言書 p 4 III 2 (2))

条例の解釈・運用について実施機関と請求者の意見が対立しているため異議申立てを行っている。

(3) 異議申立ての方法又はその処理方法に問題がある場合 (提言書 p 4 III 2 (4))

請求対象文書の中の不開示情報ごとに異議申立てを行ったために異議申立て件数が請求件数の十倍前後になり、その結果処理が困難となっている。

(4) 特定の実施機関の問題 (提言書 p 5 III 2 (5))

教育委員会における問題は、異議申立ての堆積問題でも同様である。教育委員会の決定に対する異議申立ては、多い年は、全異議申立てのうちの9割を占めたこともある。

(5) 情報公開オンブズマン (仮称) の設置 (提言書 p 9 IV 2 (2))

本県の情報公開制度の円滑な運用の阻害要因となっている大量の異議申立ての堆積等の問題は、制度的な問題よりも開示請求事案の処理における運用面での対応や、窓口対応における開示請求者と実施機関との意思疎通の不足等からトラブルに発展した結果と見ることもできる。

3. 議論等において大量請求の原因等に触れられたもの (委員の発言内容等)

(1) 第1回推進委員会 (平成14年10月18日)

- ・ 開示請求をする市民の方は、文書管理のあり方は分からないので、開示請求を行った時点では、対象となる文書の件数は予め分からない。
- ・ 請求者としては必ずしも大量に請求してやろうという意識でやっているという事例ばかりではないといえる。

(2) 第3回推進委員会 (平成15年1月17日)

- ・ 県として大量請求について、何か基準を作ったほうが良いのではないか。

(事務局回答) 県として、大量請求について、数的な意味で定義したものは無い。現行の情報公開条例の制定の際に、当時の公文書公開審査会でなされた議論の中では、担当課の業務執行を妨げる規模の請求があれば、それは基本的に大量請求と考えるべきという趣旨であった。

- ・ 大量請求の定義を作れるのかという問題もあるが、大量請求や大量の異議申立ての実態が、必ずしも明確になっていない。大量請求には、止むを得ないものと、問題のあるものと、二つのかたちがあるのではない。ただ、その限界を決めることは非常に難しい。むしろ、大量請求について実態をはっきりさせてから対策を考えていくべきである。
- ・ 神奈川県では、「害意ある大量請求」を定めているが、どのように神奈川県では判断しているのか。特定の個人を誹謗とか事務執行能力を減殺するかを、誰が判断するのが問題である。
- ・ それは主観的なかたちになるので、神奈川県の基準は曖昧だと思う。止むを得ない大量請求と、そうではない大量請求のガイドラインみたいなものを作って、それを運用するべきと考える。
- ・ 公開請求に係る料金徴収については、一般的に賦課、徴収するべきではない。  
 ただ、大量請求で明らかに権利の濫用になっていると主観的にも客観的にも認定できる事案は、料金を課しても止むを得ない。その場合、大量請求を理由とする拒否決定は認めない。
- ・ 大量請求を料金徴収で抑止するのは、いい方法ではない。大量の問題は、大量請求プロパーの話として拒否決定で対応すべきである。
- ・ 県民の意見の中に、受益者負担という考えも盛り込むべきという意見もある。害意のある大量請求については抑止的な料金徴収してもいいと思う。
- ・ 受益者負担の問題と、大量請求の問題は概念的に別だと思う。

(3) 第5回推進委員会（平成15年5月7日）

（制度利用者からの意見聴取結果を踏まえて、教育委員会事務局への質疑）

- ・ 非開示情報ごとの異議申立てがあると聞いた。前回、異議申立てを行っている人に趣旨確認をしたところ、実施機関からの指示により行ったと主張しているがどうか。  
 （教委回答）そのような事実はない。（調査の上第7回推進委員会で回答）
- ・ 委員の印象では請求者と実施機関のコミュニケーションができていないと思われる。

(4) 提言書提出後の記者会見における委員長発言（平成15年9月4日）

（冒頭の委員長説明）

- ・ 県で問題となっている大量請求に関しては、請求者側に問題があることもありますが、行政側にも問題がある。

現在、請求者と行政側の関係がうまくいっていない。両当事者が言い合うだけの関係で、情報公開制度が機能しなくなっているという面がある。これらの大量請求に対する対処として、いたずらに料金制を導入するのはよくない。

そこで、大量請求や大量の異議申立てについて情報公開オンブズマンを活かして、本来の制度に生き返らせることが必要である。

(「大量請求の現状についてはどのような認識を持っているのか。」の質問に答えて)

- ・ 例えば、平成11年度の請求総件数48千件のうち36千件が教委に対するもので突出している。

請求者はベスト10が大部分を占めている。特定の者が何回も繰り返している現状がある。

調べると、長年の対立関係によるものもあるが、まっとうな請求もあり、窓口対応にも問題があった。

(「大量請求への対処の方法は特徴的なのか。」の質問に答えて)

- ・ 以前、横浜市が拒否処分を行い、その後訴訟になったが、地裁では行政側が勝った例がある。

行政サイドからの拒否処分には、県民の側からは不満を生じる、やはり情報公開オンブズマンが第三者的な判断をすることが好ましいと思う。

## 情報公開における大量請求への対応状況

## 1 大量請求に対応する要綱等の規定について

神奈川県においては、平成14年4月1日から大量請求に対応するために「不適正な大量請求に対する取扱い要綱」(別紙1)が制定されている。

なお、他の都道府県においては、類似の規定は見あたらないが、現在、宮崎県において、同種の規定の制定が検討されている。

## 2 大量請求への対応事例として、三重県、高知県、熊本県、大分県、鹿児島県の5県で実例がある。

## (1) 三重県

請求内容 「平成10、11年度の県土整備部が行った工事・業務委託のうち変更契約を行った件名の全部及びこれらの支出関係書類」

対応 三重県情報公開条例第12条第2項により、開示しない旨の決定をした。

害意等の認定はなく、大量請求であるという理由だけで、非開示とした。

この非開示決定に対する異議申立て等はなかった。

三重県情報公開条例

(開示請求に対する措置)

第12条 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨並びに開示をする日時及び場所を書面により通知しなければならない。ただし、当該決定の内容が、請求に係る公文書の全部の開示をする旨であって、請求書の提出があった日に公文書の開示をするときは、口頭により通知することができる。

2 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る公文書を保有していないときを含む。以下同じ。)は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

## (2) 高知県

### 事例 1

請求内容 「〇〇省から1年間に来た文書すべて」

対 応 平成13年度の事例であるが、窓口に来庁した者の請求が、権利濫用的要素があるものと判断し、窓口で受け付けできない旨を説明し、理解された。

### 事例 2

請求内容 「監査委員が嚴重注意、注意等を行った監査対象機関から收受した文書すべて」

対 応 平成15年3月12日付けでインターネットにより請求があり自動的に受付がなされたが、「高知県公文書開示事務取扱要綱」によって、公文書が特定できないこと、行政文書が存在であることを理由に、不受理決定をした案件である。  
不受理決定についても、その後、異議申立て等はなかった。

## (3) 熊本県

請求内容 「平成11年度、12年度、13年度の〇〇地域振興局に関し熊本県が保管する全ての契約書全ての収支実績（現金等の移動等を含む）及びそれを裏付ける領収書等を含む文書」

対 応 実施機関は、対象行政文書が31万枚を超える膨大なものであること、請求者の言動から県の事務処理を停滞・混乱させる意図をうかがえることを理由に、開示請求権の濫用に当たるとして不開示決定を行った。

開示請求者は、決定を不服として異議申立てを行ったが、実施機関から諮問を受けた情報公開審査会は実施機関の不開示決定は妥当であるとの答申を行った。（別紙2）

#### (4) 大分県

請求内容 「全実施機関の平成〇年〇月の旅費（食糧費）に関する公文書」

これらの文書を、ほぼ連日、20日間にわたり請求し続けた。

(例) 平成9年2月4日請求・・・平成4年5月分旅費

平成9年2月5日請求・・・平成5年5月分旅費

対応 実施機関は、決定期間の延長を行い、後に不開示決定を行った。

開示請求者は、決定を不服として異議申立てを行ったが、実施機関から諮問を受けた情報公開審査会は実施機関の不開示決定は妥当であるとの答申を行った。(別紙3)

#### (5) 鹿児島県

請求内容 「庁内各課及び出先機関に係るH5～H7年度の賃金、旅費、需用費並びに使用料及び手数料等の執行状況に関する文書」(平成8年度に同一人物から1,126件の開示請求があった。)

対応 当初、通常の開示決定を行ったが、請求者が開示日時に訪れず、日時の調整に応じない等、非協力的で、1件も閲覧しなかった。

その後、さらに開示請求があったが、すでに開示決定した案件を閲覧しなかったことから、開示請求は単に県政事務の混乱・停滞を目的とした“嫌がらせ行為”であり、条例の趣旨・目的を逸脱し、権利を濫用した行為であると判断し、条例に特に根拠はないが、開示・不開示の決定をせずに開示請求を却下した。また、すでに開示決定した案件については開示決定を取り消した上で開示請求を却下した。

なお、これらの開示請求に対する却下に対しては、異議申立て等はなかった。

3 平成14年度に国土交通省においては、「教習車の登録に関する申請書等」の大量請求に関して、行政文書として特定できないので、不存在を理由として不開示とした事例がある。

これは、その後、請求者が処分取消請求訴訟を提起しており、その中で実施機関は開示請求権の濫用の主張をしたが、地裁において処分取消の判決がなされている。

(別添資料3「大量請求に関する訴訟事例」参照)

4 平成12年度に横浜市において、「平成9、10、11年度国庫補助金を受け入れた事業の経費の使途が明らかになる書類」の大量の文書の公開請求に関して、対象文書が特定されず、補正が拒否されており、条例の趣旨・目的を逸脱した請求であり、適正な権利の行使とはいえないとの理由で却下した事例がある。

本件は、却下処分取消請求訴訟が提起されたが、実施機関の主張は、最高裁において認容された。

(別添資料3「大量請求に関する訴訟事例」参照)



## 別紙 1

### 神奈川県

#### 不適正な大量請求に対する取扱い要綱

#### 1 趣旨

この要綱は、業務の停滞を図る等請求に明白な言意が認められるような場合など、不適正な大量請求がなされた場合の取扱いについて定めることとする。

#### 2 取扱い

##### (1) 害意ある大量請求

ア 実施機関の事務遂行能力を減殺させることを目的としたり、特定の個人を誹謗、威圧し、又は攻撃することを目的とするなど、明らかな害意が認められる場合は、請求の取下げを要請する。

イ 請求者が要請に応じない場合は、権利濫用として、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第10条第1項に基づき、公開を拒否するものとする。

##### (2) 請求対象文書が特定されない大量請求

ア 「〇〇課（所）の書類全部」というように、請求対象が特定されない大量請求の場合は、条例第9条第2項に基づき相当の期間を定めて、その補正を求める。

イ 請求者が補正に応じない場合は、当該請求は要件を欠く請求として、条例第10条第1項に基づき、公開を拒否するものとする。

##### (3) 超大量請求

ア 請求された対象文書は特定されているものの、その量が膨大で、担当者がその担当業務を遂行しながら、すべての行政文書について諾否の決定をするにはおおむね1年以上の期間を必要とするような場合は、請求書を受領する前に当該請求をしなければならない必要性を確認するとともに、事務執行上の支障を説明し、抽出請求や分割請求など適切な請求にしてもらうよう要請する。

イ 請求者が要請に応じない場合は、相当の部分を60日以内に諾否決定し、残りの部分は条例で予定している請求権の行使の範囲を超える請求として、条例第10条第1項に基づき公開を拒否するものとする。

この場合は、請求があった日から起算して15日以内に別記様式により請求者に通知する。

ウ なお、「1年」の期間は一応の目安であり、残余部分が少しの場合など特段の事情があるときは、拒否することなく対応するものとする。

#### 附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

超大量請求に対する諾否決定の通知書

年 月 日

様

神奈川県知事 印

年 月 日に行われた行政文書の公開請求については、そのすべてについて諾否決定することにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあるため、神奈川県情報公開条例第10条第1項及び第5項に基づき、次のとおり決定します。

- ・請求のありました行政文書のうち、〇〇に係る部分については、月 日まで諾否の決定期間を延長します。
- ・残りの請求については、同条例第10条第5項の範囲を超えているため、公開を拒みます。

なお、この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に神奈川県知事に対して異議申立てをすることができます。

公開請求に係る行政文書の内容	
諾否の決定を延期した行政文書	(上記〇〇に係る部分を記入)
事務担当室課所	

## 別紙 2

### 熊本県

件名 上益城地域振興局に関し熊本県が保管する全ての契約、収支実績等の文書（平成11年度～平成13年度分）の開示請求について、権利の濫用を理由とした不開示決定に関する異議申立て（答申第77号）

1. 対象公文書 上益城地域振興局に関し熊本県が保管する全ての契約、収支実績等の文書（平成11年度～平成13年度分）
2. 諮問年月日 平成14年5月31日
3. 答申年月日 平成14年12月12日
4. 争点 実施機関が本件開示請求を行政文書の開示請求権の濫用に当たるとして不開示決定としたことが妥当か否か。
5. 答申の骨子

#### (1) 結論

実施機関が行った不開示決定は、妥当である。

#### (2) 判断理由

##### ① 権利の濫用に関する一般法理の適用の可否について

県情報公開条例には権利の濫用を禁止するとの明文の規定はないが、民法第1条第3項の権利の濫用に関する一般法理を適用して不開示の決定をすることも許される場合がある。

よって、権利行使が加害の意思をもつか否か、権利の濫用と解した場合に権利行使した者の受ける不利益、正当な権利行使と解した場合に相手方の受ける不利益、その不利益の及ぼす影響の範囲などの要素を比較衡量して、本件開示請求が権利の濫用に当たるか否かを判断する。

##### ② 認定した事実について

ア 異議申立人は振興局に対し、平成14年度の貯水槽清掃業務の見積書の受付を申し入れたが、振興局はこの業務について契約手続の事務を進めているところであることを理由に、異議申立人の申し入れを断った。

イ 異議申立人と振興局の職員で振興局が提示する予定の文書リストにより、本件開示請求に係る行政文書を具体的に特定した後、開示請求を行うとの調整が図られたが、この文書リストが提示される前に本件開示請求が行われた。

ウ 開示請求書の「行政文書の名称その他行政文書を特定するに足りる事項」の欄には本件行政文書を記載した後に「("全て"を厳密に解釈してください、貴殿の事務処理能力には私は一切感知しません因って不必要な"補正"には応じません。)」(ママ)との記述がある。

エ 異議申立人が電子メールにより2002年4月25日付けで振興局あ

てに送信した中に、「上記から考えても、私の申し出を聞き入れて検討後判断した方が得策、又自然なことと思いますが如何でしょうか？」との記述がある。

オ 平成14年4月26日、振興局の職員は、文書リストを準備し、県庁の情報プラザにおいて異議申立人に対し本件開示請求に係る行政文書を具体的に特定するための協議を申し入れた。しかし、両者の協議は不調に終わり、結局、本件不開示決定に至るまで、文書リストは異議申立人の目に触れることはなかった。

カ 実施機関から当審査会に提出された文書リストの内容によれば、本件開示請求の対象となる行政文書の量は、通常行われる開示請求の場合とはかけ離れた著しく大量なものである。

### ③ 本件不開示決定の妥当性について

#### ア 本件開示請求の意図について

本件開示請求は異議申立人が振興局に平成14年度の貯水槽清掃業務の見積書を提出することを断られたことが契機となったものであり、異議申立人には、振興局に対し見積書の受理と本件開示請求に係る著しく大量な行政文書の開示のどちらかの選択を迫るという意図が存在したものと見るのが相当である。

#### イ 異議申立人が受ける不利益について

異議申立人は、本件不開示決定により振興局に関する平成11年度から平成13年度分の契約や収入・支出についての事務の流れを把握することができず、その結果、異議申立人が主張するところによれば、振興局が見積書を受け付けることが難しいとする事情・理由を説明することができるかも知れない機会を失った。

#### ウ 実施機関が受ける不利益について

振興局が本件開示請求に対応すれば、それに要する時間、労力及び経費が膨大なものになることにより、その他の業務にまで支障が生じることになり、ひいては県民への各種行政サービスの低下に繋がるなど県民一般にもその影響が及ぶことになる。

#### エ 結論

条例第4条の規定の趣旨とは相容れない意図に基づく、かつ、著しく大量な行政文書の開示請求に対応することにより、実施機関に業務上の支障を生じさせることは甚だ不合理と言うべきであって、異議申立人の受けた不利益を考慮してもなお、本件開示請求について実施機関が行政文書の開示請求権の濫用に当たるとして不開示とした決定は、妥当な範囲のものであったと判断する。

## 別紙 3

### 大分県

件名 「知事部局の旅費関係公文書に係る非公開決定処分に対する異議申立て」(異議申立1)及び「知事部局の旅費及び食糧費関係公文書等に係る非公開決定処分に対する異議申立て」(異議申立2)

#### 1 対象公文書

異議申立1 平成9年1月31日から平成9年2月21日にかけて  
15回にわたり、連日、旅費の公開を請求。

異議申立2 新規就農事業に関する公文書の請求(膨大な文書)  
平成9年2月24日から平成9年3月14日にかけて  
13回にわたり、連日、旅費、食糧費を公開請求。

2 諮問年月日 平成9年6月24日

3 答申年月日 平成12年3月29日

4 争点 実施機関が本件公開請求について行政文書の公開請求権の濫用に当たるとして非公開決定としたことが妥当か否か。

#### 5 答申の骨子

##### (1) 結論

実施機関が行った非公開決定は、妥当である。

##### (2) 判断理由

###### ① 判断に当たっての基本的な考え方について

ア 情報公開制度の趣旨、条例の目的  
県の保有する公文書は、原則として公開する。

イ 実施機関の責務  
条例目的を実現すべく、誠実に執行する義務を負う。

ウ 請求者の責務  
制度の利用者である請求者も、その請求権を適正に行使しなければならない。

###### エ 問題のある請求について

情報公開制度は、社会通念上妥当と認められる範囲内での請求権の行使を前提としており、例えば異常ともいえる大量の公文書公開請求や害意をもってする公文書の公開請求に対して、どう対処すべきか考える必要がある。

###### (ア) 公文書の大量請求について

条例は、請求の目的、理由を問わず広く公文書の公開を求める権利を保障しており、請求された文書量が単に大量であるからといって請

求を拒否することはできない。

この大量請求について、何をもって大量と判断するかは非常に難しいが、請求された公文書の量の多寡のみからその請求の是非を問題とすることはできない。

たとえ大量な請求であっても、それが大量とならざるを得ない必然性が認められる請求であれば、実施機関はそれに時間を要しても処理すべきである。

しかし、大量とならざるを得ない必然性が認められる請求ではなく、想像を絶した、異常ともいえる大量の公開請求、つまり社会通念上妥当ともいえない非常識な大量請求は、条例が保障した請求権の本来の目的、範囲を逸脱する権利の行使であり、これを拒否することも可能である。

(イ) 害意をもってなされる公文書の請求について

平成10年8月25日の食糧費情報公開請求事件判決で広島地裁は「些細な情報ですら、社会に潜む悪意者や営利業者等の格好の標的となる危険がある。特に公文書公開制度には、請求者の善意悪意を調査判定する規定はないので、公開請求者が常に善意かつ真摯に本来の情報公開の趣旨に則って行動するとは限らず、その濫用のおそれは否定できない」と判示している。

さらに、国の行政改革委員会の行政情報公開部会における情報公開法要綱案の論議の中でも、「請求目的を問わないという制度の特色からして、法的効果を伴う濫用防止の仕組みを導入することは困難である」との論議があり、善意の請求者を想定して判定されたこの制度に内在される問題性を指摘している。

また、同委員会の策定した「情報公開法要綱案の考え方」において特定の部局の保有するすべての行政文書の開示請求や行政機関の事務遂行能力を減殺させることを目的とする開示請求等に対しては、特別の規定を設けてはいないが、権利濫用に関する一般法理を適用することによって対処することができると考えられる」としている。

- ② 本件処分に係る公文書公開請求の「権利濫用」の該当性判断について  
社会通念上妥当といえないような公文書の大量請求や、害意をもってなされる公文書の請求のような問題のある請求に対しては、これを拒否することができるものとする。そして、本件については、その根拠として、法の一般法理である、権利濫用の法理を適用することも可能である。

## ア 権利濫用の考え方

権利濫用とは、「形式上権利の行使としての外形を備えるが、その具体的な状況と実際の結果に照らし、その権利の本来の目的内容を逸脱するために実質的には権利の行使として認めることができないと判断される行為」とされている。

そして、権利の濫用に当たるか否かについては、権利の行使者の側に存する害意や不当図利等の主観的な要素、あるいは権利を行使された場合に相手方が被る不利益や社会的な影響等の客観的な要素を参酌して判断するものとされている。

情報公開制度は、県民にとってはそれを通じて県政への参加が一層容易になるものであり、「活力に満ちた開かれた県政の推進」を図ることを目的とするものである。しかし、害意をもってする請求や不当利得を目的とする請求などは、この情報公開制度の目的に反し、その機能を阻害しかねないものであり、とうてい容認できないものである。したがって、このような権利行使に対しては、権利の濫用の法理を適用し、これを拒否することも許されるべきである。

また、本件処分にかかる対象公文書の量が膨大であり、その事務処理により平常業務の著しい停滞を招き、結果として、県民生活に与える影響も甚大になるとの論点もある。

## イ 異議申立人の県政を混乱させる意図の有無について

(ア) 異議申立人の言動・休日を除くほぼ連日のほとんど全ての機関を対象とする請求の態様から、県行政を混乱させる意図があったものと判断される。

(イ) 一般に住民が、その目的を達するため、行政に対し強い言動にでることはままあることであるが、異議申立人の言動は、社会通念上の常識を超えたものである。

(ウ) 異議申立人は、権利濫用を理由として非公開決定した処分以外の公開請求について公開するのは、整合性に欠けると主張するが、権利濫用の判断は個々の請求ごとになされるべきものである。

## ウ 実施機関の業務への支障や社会的な影響について

(ア) 請求量が大量であることについて

異議申立人の公開請求の対象公文書は、98万枚以上に及び、大量請求する必然性は必ずしもない。

上記イの異議申立人の意図を斟酌すると、本件公文書公開請求は、常識の範囲を超えた妥当性を欠くものである。

(イ) 実施機関の業務への支障と社会的な影響について

本件公開請求の対象公文書は、その内容が異なる年度、月にわたり、しかも遠隔地の地方機関のものを含むこと、さらに文書の形態や保存場所も一様でないため、それらを検索するには多大な時間を要する。

したがって、これらに費やされる労力、時間、経費は膨大となり、他の平常業務に著しい停滞を招き、県民に対するサービスの低下がもたらされる。

情報公開制度は、たとえ大量の請求であっても、時間を要しても対応すべきであり、この間の他の業務の遂行の遅れや、それによる他の県民の被る損害や不利益を考慮する必要がないとの考え方があるが、社会通念上妥当な範囲を超えた請求に対応することによって、実施機関の業務への著しい支障が生じ、その結果生じる県民一般へのサービスの低下など不利益については、考慮すべきである。



## 情報公開における大量請求に関する訴訟事例

大量請求であることを理由として実施機関が不開示にし、訴訟となった事例は、国土交通省関東運輸局における「教習車の登録に関する申請書等」開示請求の事例と横浜市における「平成9、10、11年度国庫補助金を受け入れた事業の経費の使途が明らかになる書類」公開請求の事例がある。

## 1 国土交通省関東運輸局における「教習車の登録に関する申請書等」開示請求の事例について

本件では、実施機関が一度だけ開示請求の補正を求めたが、その補正結果からは行政文書の特定ができないということで不開示決定をしたものであるが、開示請求者は異議申立てではなく、直ちに東京地裁に不開示処分取消等請求を提起した。実施機関は訴訟の中で、請求者が開示請求権を濫用しているとの主張をした。

実施機関の文書の特定への努力の不足と開示請求者が別訴でこの行政文書を証拠として使うという要素もあるなかで、東京地裁は「業務にわざと支障を生じさせる目的で請求する場合などを除き、相当な時間を要する場合も請求を拒むことはできない。」と判示し、単に文書が大量であるというだけでは、開示請求権の濫用とはいえないものとした。

(別紙1)

## 2 横浜市における「平成9、10、11年度国庫補助金を受け入れた事業の経費の使途が明らかになる書類」公開請求の事例について

大量の文書の公開請求に関して、対象文書が特定されず、補正が拒否されており、条例の趣旨・目的を逸脱した請求であり、適正な権利行使とはいえないとの理由で却下した事例がある。本件は却下処分取消請求訴訟が提起されたが、実施機関の主張は、最高裁において認容された。

(別紙2)

行政文書不開示処分取消等請求事件（関東運輸局）

東京地方裁判所 平成15年10月31日判決 平成14年（行ウ）第422号

当事者 原告⇒開示請求者 被告⇒関東運輸局長

1 主文

被告が行った行政文書不開示決定処分を取り消す。

2 事案の概要等

(1) 開示請求（補正後）

ア 「①新規検査、中古新規検査、構造変更検査等を東京陸運支局練馬検査登録事務所および東京陸運支局八王子検査登録事務所で、行われ、車体の形状が『教習車』で登録された時の車両に関する申請書類一切（すべて）の平成7～14年度申請分すべて」（本件文書①）

イ 「②上記①の東京陸運支局八王子検査登録事務所分は、『教習車』に登録するために、教習用や試験用などに『専ら使用』することを確認する書類『都道府県警察本部から交付された、指定自動車教習所路上教習用自動車証明書又は指定外自動車教習所路上教習用自動車証明書の写し』が含まれていないものの登録された時の車両に関する申請書類の一切（すべて）の平成7～14年度申請分すべて」（本件文書②）

(2) 被告の決定

ア 本件文書①について

「自動車登録番号及び申請された年月日が不明であり、『教習車』ということのみでは行政文書の特定をすることができないため」

イ 本件文書②について

「該当する行政文書はなく、不存在のため」

という理由で、行政文書不開示決定（本件処分）を行った。

3 争点及び争点に関する当事者の主張

(1) 争点1（本件文書①について、本件処分の適法性）について

ア 被告らの主張

(7) 原告の行った開示請求は、「行政文書を特定するに足りる事項」を記載しているとは解されず、当該開示請求は、対象文書の特定を欠くものと解するべきである。

(1) 本件文書①のような請求に対応するためには、職員が、保管されている関係書類を手作業により1件ずつ確認し、開示請求の対象とされた登録申請書類を探し出すしかなく、職員1名を専従職員とし、1日8時間休憩なしで作業をすすめたとしても、6か月以上の時間を要するものであり、通常業務に著しい支障が生じることは明らかである。

(9) 被告が、本件開示請求に対応せざるを得ないとすれば、被告の業務に著しい支障を来たすのみならず、他の情報公開請求に対応する余裕がなくなり、かえって情報公開法の立法趣旨が没却されることは明らかであるから、本件開示請求は、請求権の濫用と評価すべきであり、不適法である。

#### イ 原告の主張

(7) 本件文書①は、開示の対処となる文書が多数にのぼるだけであり、本件開示請求及び補正書の記載自体によって特定されているというべきである。

(1) 原告が本件開示請求を行ったのは、別訴の証拠として、本件文書①及び②が必要であったためであり、被告の業務を妨害すること等を目的としたものではないから、正当な理由に基づく請求であって、濫用ということとはできない。

#### (2) 争点2 (本件文書②について、本件処分の適法性) について

##### ア 被告らの主張

(7) 通達によれば、「教習車」として申請するためには、それを証明する書面(本件証明書)の写しの提出を促すこととしており、当該書面が提出されない場合には、申請が認められることはなく、被告が申請書類を保存することはない。

(1) 「教習車」として申請書類が保存されているものについては、すべて申請に際し本件証明書の写しが提出されていたものである。したがって、本件文書②は、膨大な保管書類を検索して具体的な対象文書を特定するまでもなく、存在しないことが明らかである。

##### イ 原告の主張

(7) 実際に教習所及び各講習機関に該当しないドライビングスクールが、指定自動車教習所から教習車の譲渡を受け、移転登録申請を行い、申請に基づき「教習車」とする登録事項等証明書、自動車検査証の記入を受けていることが認められる。

(1) 以上によれば、被告は、移転登録申請の際、本年証明書の写しの提出を要求することなく、申請を受理して記入したことが明らかであって、このような場合には、本件証明書の写しの提出のない申請書類が保存されているはずであるから、本件文書②は存在するはずである。

#### 4 争点に対する判断

##### (1) 争点1 (本件文書①について、本件処分の適法性) について

ア 本件文書①について、法に定める開示請求文書の特定があつたと認められるか

法を所管する総務省行政管理局の見解は、単に分量や対象文書の検索に要する手数に着目しているのではなく、いかなる行政文書を請求して

いるかが明確か否かという観点から特定されているか否かを判断すべきものとしていると理解できる。

そうすると、請求に係る文書が、他の文書と識別可能な程度に明らかにされている場合には、たとえ開示請求に係る文書が、請求の時点で全部で何通存在するかが明らかでなくても、そのような請求につき文書の特定がないということとはできないというべきである。

したがって、本件文書①は、その他の行政文書と識別可能な程度に特定されているものと認められるから、被告は、本件文書①に関する詳細な情報が明らかになっていないとしても、開示請求文書が特定されていないものとしてこれを不開示にすることはできない。

また、実際の検索の難易が、開示請求文書の特定の有無に影響するものと解するのは相当ではないというべきであって、検索の難易の問題は、開示すべき文書が特定されているか否かとは本来的に別個の問題であるというべきである。

#### イ 開示請求権の濫用の有無

(ア) 法が、著しく大量の文書の開示請求であっても、そのことのみを理由として非開示とする旨の規定を置いていないこと、むしろ、期間延長等の規定を置いていることにかんがみれば、法は、大量の文書の開示請求があった場合や開示請求の内容からしてその対象文書の検索に相当な手数を要する場合であっても、当該行政機関に労を尽くしてこれに応じることを求める趣旨と解するのが相当である。

したがって、開示請求文書の開示に相当な時間を要することが明らかである場合であっても、そのことのみを理由として、開示請求を拒むことは原則としてできないのであって、権利濫用として不開示とすることができるのは、請求を受けた行政機関が、平素から適正な文書管理を行っているにもかかわらず、その開示に至るまで相当な手数を要し、その処理を行うことにより当該機関の通常業務に著しい支障を生じさせることを目的として開示請求をするときや、より迅速・合理的な開示請求の方法があるにもかかわらず、そのような請求方法によることを拒否し、当該行政機関に著しい負担を生じさせるようなごく例外的なときに限定されるものといわざるを得ない。

(イ) 被告らは、本件文書①の開示請求に対し、検索に著しい時間と労力が必要となると主張するが、当該主張には、被告自らの文書管理や情報管理に適正を欠くことを前提とする部分がかなり含まれているといわざるを得ない。

また、原告の本件開示請求の目的等からは、本件開示請求が、被告の業務に著しい支障を来すことを意図されたものである等、原告が本件開示請求を濫用したと認めるに足りる事業は認められない。

したがって、本件開示請求を、開示請求権の濫用と評価することはできない。

(2) 争点2 (本件文書②について、本件処分の適法性) について

ア 本件文書②について

(ア) 被告は、本件文書②を検索にするのに、件数にして61万件以上、総枚数446万枚以上を確認することが必要となるとしても、そのことをもって、開示請求の対象文書が特定されていないものとはいうことができない。

(イ) 被告らは、通達に基づき、「教習車」とする申請がされる場合には、必ず本件証明書の写しの添付を促す扱いがされており、本件証明書の写しの添付なくして申請が認められることは考えられないとして、本件文書②は不存在であるとしている。

しかし、現場の職員が、本件証明書の写しの添付されていない申請を誤って認めた事例が存在する可能性までを否定できるものとはいえず、被告らが上記の主張を訴訟においてするに対しては誠実さに欠けるものと非難がされてもやむを得ない。

また、本件各証拠によれば、本件文書②は存在した可能性が高いものと認められるから、この点においても、被告が本件文書②の存否を確認せず、これを不存在としたことは誤りであるというべきである。

(ウ) 原告の開示請求の目的等から、被告の業務を妨害する意図等をもって行われたものではないこと、被告としては、本件開示請求に応じるためには、原告に対し、ある程度抽出して請求してもらう等の打診等を行うこともできたにもかかわらず、そのようなことを行ったとは認められないことに照らせば、本件文書②に係る本件開示請求が、原告の開示請求権を濫用して行われたものということとはできない。

公文書公開請求却下処分取消請求事件（横浜市）

最高裁判所 平成15年9月25日判決 平成15年（行ツ）第173号  
平成15年（行ヒ）第176号

当事者 上告人兼申立人⇒公開請求者 被上告人兼相手方⇒横浜市長

1 主文

本件上告を棄却する。  
本件を上告審として受理しない。

2 理由

本件上告理由は、違憲及び理由の不備をいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに民訴法第312号1項又は2項に規定する事由に該当しない。

当事者 控訴人 ⇒ 公開請求者 被控訴人 ⇒ 横浜市長

1 主文

本件控訴を棄却する。

2 事案の概要等

(1) 公開請求

控訴人は、横浜市公文書の公開等に関する条例(本件条例)に基づき、平成12年1月14日付けで、「平成9、10、11年度国庫補助金を受け入れた事業の経費の使途が明らかになる書類」(本件文書)及び「福祉局以下各課が保管する預金、貯金口座の通帳等」の公開請求をした(本件公開請求)。

(2) 被控訴人の決定

被控訴人は、平成12年6月30日までに、本件文書に係る請求部分をすべて却下する旨の決定(本件却下決定)をした。

理由：① 本件公開請求の対象文書が十分に特定されておらず、かつ、補正を拒否されたこと。

② 条例の趣旨・目的を逸脱した権利の行使であること。

③ 通常業務への影響、過去の請求事例等との比較等から、一般法理に照らして、適正な権利の行使に当たらないと判断されること。

(3) 原審の判断

控訴人の請求を棄却した。

理由：① 本件文書は、会計規則に基づき作成されるすべての書類を指すものと解され、そのような広範なものでも、本件条例の特定の要件は満たしている。

しかし、

② 本件公開請求は、文書公開の請求権を濫用したのものとしてその全部の請求が許されないというべきであり、却下決定事由がある場合と同視できるので、本件公開請求を却下することができる。

③ 市の対応には何らの手続的な違法事由は認められない。

3 控訴審における控訴人の主張

(1) 横浜市は、本件条例を廃止し、平成12年7月1日から横浜市の保有する情報の公開に関する条例(新条例)を施行している。本件却下決定は、平成12年7月5日付けで控訴人に通知されたから、本件公開請求は、新条例附則3の適用により新条例の手続きに基づいて判断されるべきである。

(2) 新条例には大量請求を理由に却下することができる旨の規定はないから、本件請求は、権利濫用となるものではない。また、本件条例、新条例のい

ずれによっても、公開実施時期を分散すること等により、一部開示等を実施することが可能であるから、大量請求であることは、それ自体却下理由にはなり得ない。

- (3) 控訴人の本件公開請求に係る文書は、支出・受取・領収書等の帳票伝票であって、数百枚前後に過ぎず、極めて少量である。

5 高等裁判所の判断（控訴人の主張について）

- (1) 本件却下決定は、平成12年6月30日までになされており、通知が同年7月5日付けでされたに過ぎないから、新条例附則3を適用する余地はない（仮に新条例の適用があることを前提としても、本件公開請求は権利濫用として許されない。）。

- (2) 被控訴人は、2度にわたり、公開・非公開決定を延長する旨を通知し、控訴人に対し、本件公開請求に係る文書の特定をするため確認作業の依頼をし、抽出請求等を検討できないか提案した。しかし、控訴人は、予算執行等のチェックをするために、本件公開請求に係る文書を公開するよう求め、確認作業には応じなかった。

- (3) 本件公開請求に係る文書は、会計規則に基づいて作成されるすべての書類を指すものと解され、執行伺等の決裁文書は、1万4000件であり、3年度分の支出手続に関する書類は膨大な数に達するものと推認される。また、控訴人の公開請求の目的は、対象文書を一定範囲に限定すること等によってもある程度達成できると考えられる。さらに、情報公開請求権は市民の権利として尊重、擁護されなければならないが、その権利行使は、無制約のものではなく、あくまで、条例の趣旨、目的に則って正当に行使されるべきものであると思料される。

- (4) 以上のことから、本件公開請求は、公開請求権を濫用したものであるとして、その全部の請求が許されないというべきである。



当事者 原告⇒公開請求者 被告⇒横浜市長

1 主文

原告の請求を棄却する。

2 理由

原告の公文書公開請求は、権利濫用であり、その行使は認められない。

3 争点に対する地裁の個別判断

(1) 対象文書の特定

文書の量にかかわらず、公開請求者の求めている文書が客観的に分かれば、特定としては十分である。

(2) 権利濫用の有無

本件については、対象文書の量が膨大であること、原告の公開請求の目的は、すべての文書を対象にしなくても達成できるにもかかわらず、頑なにすべての文書の公開を求めたこと等の事情を考慮すると、本件公開請求は、権利濫用と言わざるを得ない。

(3) 手続違反の有無

対象文書は、客観的にみて、特定されているから、原告が文書を特定していないことを前提に、特定のための情報を教示しなかった、特定するよう補正を命じなかった等の手続違反を主張することはできない。

また、被告(市長)から原告に対し、公開決定について、実質を得るよう協議したにもかかわらず、原告はこれに応じなかった等の事情に照らすと、本件公開請求における市の原告への対応に手続違反は認められない。

千葉県情報公開審査会資料

第 2 回 審 議 用

平成15年11月21日  
千葉県情報公開審査会事務局

(諮問事項1から5まで)

諮問事項に関する検討資料

諮問事項 NO. 1

判断指標 NO. 1

<p>諮問事項</p>	<p>I 知る権利を条例の目的規定に明記することについて</p>
<p>判断指標</p>	<p>1 過去の検討の経緯</p>
<p>(調査等結果)</p> <p>1 昭和62年11月の提言（千葉県公文書公開懇話会）における検討          検討の過程において次のような意見あり、提言には盛り込まれなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「制度の目的」に関しては、「公開を求める権利」とそれに対応する県の義務という観点が入ってよいが、「知る権利」という言葉は、イデオロギー的でありまいなものであるから、条例の目的として位置付けるのはふさわしくない。</li> </ul> <p>2 平成12年8月の答申（千葉県公文書公開審査会）における検討          『知る権利』を条例に明記することが適当である。」との答申があった。</p> <p>[説明]</p> <p>「知る権利」という概念については、多くの理解の仕方があるのが現状であるとの考え方から、情報公開法には明記されなかった。</p> <p>確かに、「知る権利」の概念が未だ確立されず、法令用語として用いるには未成熟という考え方が一方にあるとしても、今日では、「知る権利」という言葉が社会一般に内在し、情報公開制度の発展に少なからず寄与していることも動かしがたい事実である。</p> <p>したがって、「知る権利」については、「県民がひとしく享有する権利」として位置付け、情報公開制度を一層推進するための基本理念として条例に明記することが適当である。</p>	

諮問事項に関する検討資料

諮問事項 NO. 1

判断指標 NO. 2

<p>諮問事項</p>	<p>I 知る権利を条例の目的規定に明記することについて</p>
<p>判断指標</p>	<p>2 学説、判例等の動向</p>
<p>(調査等結果)</p> <p>1 国（情報公開法）における「考え方」（＝行政改革委員会：平成8年12月16日情報公開法要綱案の考え方）</p> <p>『知る権利』については、憲法学上、国民主権の理念を背景に、表現の自由を定めた憲法第21条に根拠付けて主張されることが多い。この主張は、表現の自由は、国民が広く思想や情報を伝達し、またそれを受け取る自由のみならず、政府が保有する情報の開示を求める権利（政府情報開示請求権）をも含むという理解であり、この場合、後者が特に『知る権利』と呼ばれている。このような理解に立つ場合でも『知る権利』は基本的には抽象的な権利であるにとどまり、法律による制度化を待って具体的な権利となるという見解が有力である。</p> <p>しかし、憲法第21条の保障する表現の自由はあくまで自由権であってそのような請求権的なものは含まないという見解がある一方、『知る権利』をより広く自己情報の開示請求権を含めて考えたり、『知る権利』は憲法上既に具体的な内容をもって存在する権利であるとする見解もある。また、最高裁判所の判例においては、請求権的な権利としての『知る権利』は認知されるに至っていない。</p> <p>このように『知る権利』という概念については、多くの理解の仕方があるのが現状である。」</p> <p>そこで、情報公開法は、目的規定に「知る権利」という言葉を用いず、むしろ「国民主権の理念にのっとり」という表現によって、憲法の理念を踏まえて充実した情報公開制度の確立を目指していることを明確にしようとしたと説明している。</p>	

2 「考え方」に対する一考察

知る権利の内容について明確なコンセンサスがなく内容がさだかでないので知る権利を法的概念として使用することに疑問が残るという説明について

情報公開法の目的規定に「知る権利」を明記したとしても、情報公開法の目的として使用されるものであり、主として情報公開法の解釈の指針としての機能が期待されているだけである。そこまで概念が不明確とは思われない。

また、代わりに使用された「透明性」や「説明責任」が概念が明確とまではいえない。(有斐閣「情報公開法」松井茂記)

3 主な判例

○平成2年10月31日大阪高裁(平成元年(行コ)8号)

大阪府公文書公開条例は、基本的に憲法21条に基づく「知る権利」の尊重と、同法15条の参政権の実質的確保の理念に則り、それを府政に具現するために制定されたものである。(なお、当該条例は前文に「知る権利」を保障するものであることを謳っていた。)

\*具体的判断

本件条例の趣旨、目的、理念に照らせば右各非公開事由に該当するか否かの判断は、...、条文の趣旨に即し、厳格に解釈されなければならないことはいうまでもなく... (後略)

○平成6年3月25日最高裁(平成五年(行ツ)110号)

「地方自治体に対し情報の公開を請求する住民の権利は、憲法21条1項に密接に関連するものではあるが、憲法上の権利とはいえず、条例によって創設された権利である。」とし、「公開条例の各規定につき憲法21条1項等に直接かかわる違憲無効の生じる余地がない。」とした原判決を支持。(京都府の当該条例は前文に「知る権利」を具体化したものであることを謳っていた。)

諮問事項に関する検討資料

諮問事項 NO. 1

判断指標 NO. 3

<p>諮問事項</p>	<p>I 知る権利を条例の目的規定に明記することについて</p>
<p>判断指標</p>	<p>3 明記した場合の影響予測</p>
<p>1 前文とは</p> <p>法令の各本条の前に置かれ、その法令の趣旨、目的、基本原則を述べた文章を前文といい、その法令の制定の理念を強調して宣明する必要がある場合等に置かれる。</p> <p>憲法以外の法令では、いわゆる基本法関係に多いが、最近では、法令の第1条に目的規定又は趣旨規定を置くものが多く、わざわざ前文を置かなくても法令の目的を知ることができるものが多い。</p> <p>前文は、具体的な法規を定めたものではなく、前文の内容から直接法的効果が生じるものではないが、各本条とともにその法令の一部を構成するものであり、各条項の解釈の基準を示す意義・効力を有する。したがって、前文を改正しようとするれば所定の改正手続を経なければならない。</p> <p>2 目的規定とは</p> <p>通常の目的規定は、その法令の立法目的を簡潔に表現したものであり、その法令の達成しようとする目的の理解を容易にするとともに、その法令の他の条文の解釈にも役立たせるといふ趣旨で設けられる。</p> <p>なお、特別の法人の組織を定めることを目的とする法律の場合には、その法人の設立の目的を示す規定が冒頭に置かれるのが通例であり、その目的によって、その法人の権利能力が制約されるので、通常の目的規定とは若干異なり、実質的な意義を有するものとなる。</p> <p>※ なお、前文と目的規定の規範性の相違について、明確に説明したものは確認できなかった。</p>	

3 「知る権利」が前文に盛り込まれたことについて

平成12年4月の公文書公開審査会の審議の中で、「知る権利」を明記することについて、次のような議論があった。

- ・ 「知る権利」というのは憲法とかには、明記されていないが内在的にあるのだと思う。基本的には、明記すべきだと思う。
- ・ 法では、「知る権利」は盛り込まれず、「説明責任」という言葉が使用されている。これは、例えば、「環境権」が条例では「環境を保全する責務」とされているようなものであろう。たしかに、「知る権利」という言葉は、多義的であるが、それをいったら、「説明責任」も多義的である。  
結論的にいうと「憲法が保障する知る権利」と踏み込んだほうがいい。ただ、「知る権利がある以上すべて開示せよ」という絶対的権利として使われる可能性があるから、人権保障の観点から制約があることを明らかにする必要もあるかもしれない。
- ・ 大量請求であって本来の公文書公開の趣旨にあわないうなものについて、今後拒否することもありうるが、その場合でも、本来ならば、そのような請求は、むしろみんなの「知る権利」を妨害するものとして、県民相互の批判を受け、そのような中で自分で抑制していくようになるのが望ましいと思う。その意味では、やはり「知る権利」が条例で明示されたほうがよい。  
「知る権利」に関して、まだいろいろな意見もあるし、具体的な法的概念として熟していないという懸念があるのであれば、この岩手県、愛媛県、東京都の例のように「知る権利」を尊重する観点から具体的な公文書開示請求権を定めるという形で「知る権利」の提示のしかたもあろう。
- ・ 「憲法が保障する」という言葉を入れるべきといった趣旨は、憲法の理念を具体化したものだということをはっきりさせるためだ。それと同時に、憲法には人権はすべて濫用してはならないということが明記されている。憲法の理念に基づいているということを明らかにすると同時に、濫用はしてはいけないということを明確にしたほうがよいと思う。
- ・ 「知る権利」の使い方として、事実関係を述べているような使い方では意味がない。
- ・ 「条例の目的」のところでは情報開示請求権を明記する場合、同開示請求権の目的と根拠は何かという問題がある。目的としては、結局のところ、「公正な県政の確保」と「住民の福利の実現」なのだと思う。

諮問事項に関する検討資料

諮問事項 NO. 1

判断指標 NO. 4

<p>諮問事項</p>	<p>I 知る権利を条例の目的規定に明記することについて</p>						
<p>判断指標</p>	<p>4 他県の状況</p>						
<p>(調査等結果)</p> <p>知る権利の規定の状況</p> <table data-bbox="316 965 1038 1176"> <tr> <td>前文に明記</td> <td>14 都道府県 (千葉県を含む。)</td> </tr> <tr> <td>第1条 (目的) に明記</td> <td>25 県</td> </tr> <tr> <td>明記せず</td> <td>8 県</td> </tr> </table> <p>* 詳細は別添の通り</p>		前文に明記	14 都道府県 (千葉県を含む。)	第1条 (目的) に明記	25 県	明記せず	8 県
前文に明記	14 都道府県 (千葉県を含む。)						
第1条 (目的) に明記	25 県						
明記せず	8 県						



知る権利の規定の状況

<前文に規定> 14都道府県

都道府県名	規定振り(抜粋)	備考
北海道	だれもが知りたいときに自由に知り得るよう <u>知る権利</u> を明らかにするとともに	H10制定
秋田県	県政を信託した県民の <u>知る権利</u> を尊重し	S62制定
福島県	「知る権利」が情報公開の推進に大きな役割を果たしてきたことを十分に理解しながら	H12制定
群馬県	県民の <u>知る権利</u> を尊重し	H12制定
東京都	都民の「知る権利」が情報公開の制度化に大きな役割を果たしてきたことを十分認識し、	H11制定
福井県	このことは同時に県民の「知る権利」の実現に寄与することでもある	H12制定
大阪府	「知る権利」の保障と個人の尊厳の確保に資するとともに	H11制定
愛知県	県民の <u>知る権利</u> を尊重し	H13制定
京都府	公文書の公開を請求する権利を明らかにすることによって「知る権利」の具体化を図るとともに	H12制定
兵庫県	県民の「知る権利」を尊重し	H12制定
和歌山県	県民の「知る権利」を尊重し	H13制定
香川県	県民の「知る権利」がこのような情報公開制度化に大きな役割を果たしてきたことを認識し	H12制定
大分県	「知る権利」が情報公開の進展に大きな役割を果たしてきたことを十分認識するとともに	H12制定
千葉県	県民がひとしく享有する「知る権利」を尊重し	
合計	14都道府県	

<第1条に規定> 25県

都道府県名	規定振り(抜粋)	備考
青森県	県民の県政についての <u>知る権利</u> を尊重し	H12制定 前文なし
岩手県	地方自治の本旨にのっとり、県民の <u>知る権利</u> を尊重し	H11制定 前文なし
宮城県	県民の <u>知る権利</u> を尊重し	H11制定 前文なし
石川県	県政に関する県民の <u>知る権利</u> を尊重し	H12制定 前文なし
新潟県	県民の <u>知る権利</u> を尊重することが重要であることにかんがみ	H13年制定 前文なし
埼玉県	県民の <u>知る権利</u> を保障するため	H12制定 前文なし

都道府県名	規定振り（抜粋）	備考
神奈川県	県民の <u>知る権利</u> を尊重し	H12制定 前文なし
山梨県	県民が県政に関する情報を的確に <u>知る権利</u> の尊重に資することにより	H11制定 前文なし
茨城県	もって、県民の <u>知る権利</u> についての理解を深めつつ	H12制定 前文なし
長野県	県民の <u>知る権利</u> を尊重し	H12制定 前文なし
三重県	県民の <u>知る権利</u> を尊重し	H11制定 前文なし
奈良県	もって、県民の <u>知る権利</u> への理解を深めつつ	H13制定 前文なし
静岡県	県民の県政についての <u>知る権利</u> を尊重して	H13制定 前文なし
岐阜県	県民の <u>知る権利</u> を尊重し	H12制定 前文なし
滋賀県	県民の <u>知る権利</u> を尊重し	H12制定 *前文あり
富山県	県政についての県民の <u>知る権利</u> を尊重し	H13制定 前文なし
鳥取県	県政に対する県民の <u>知る権利</u> を尊重して	H12制定 前文なし
徳島県	県政に関する県民の <u>知る権利</u> を尊重し	H13制定 前文なし
愛媛県	県民の <u>知る権利</u> を保障し	H12制定 前文なし
高知県	地方自治の本旨に基づく県民の <u>知る権利</u> にのっとり	H2制定 前文なし
福岡県	県民の <u>知る権利</u> を尊重し	S61制定 前文なし
山口県	県民の <u>知る権利</u> を尊重し	H9制定 前文なし
佐賀県	県民の <u>知る権利</u> を尊重するとともに	S62制定 前文なし
鹿児島県	県民の <u>知る権利</u> を尊重し	H12制定 前文なし
沖縄県	県民の <u>知る権利</u> を尊重し	H13制定 前文なし
合計	25都道府県	

<規定なし> 8県

山形県、栃木県、広島県、島根県、岡山県、長崎県、宮崎県、熊本県

諮問事項に関する検討資料

諮問事項 NO. I

判断指標 NO. 5

<p>諮問事項</p>	<p>I 知る権利を条例の目的規定に明記することについて</p>
<p>判断指標</p>	<p>5 前文の規範性の検討について(憲法前文の関係する判例)</p>
<p>1 最 昭38年3月12日 地方税の賦課徴収権が納税者の対象となるべき財産に含まれないと解したとしても、主権在民を宣言した前文に違反しない。</p> <p>2 東京地 昭32年4月25日 平和のうちに生存する権利を有するとの前文第二段の宣言は、わが国内に滞留する外国人に対しても当然にその適用があると考えらるべきである。したがって、退去強制によって生存が脅かされることが明かな場合には、たとえ、それらの者の滞留が不法であっても退去強制は許されない。</p> <p>3 砂川事件1審 東京地 昭34年3月30日 9条の解釈は前文の憲法理念を十分考慮してなされなければならない、政策論によって左右されてはならない。</p> <p>4 長沼訴訟1審 札幌地 昭48年9月7日 前文にいう平和のうちに生存する権利は、裁判規範としての基本的人権であって、第三章の各条項によって具体化されている。</p> <p>5 百里基地訴訟1審 水戸地 昭52年2月17日 前文第二項の平和のうちに生存する権利は、裁判規範を定めたものと認めることはできないから、これを根拠とした平和的生存権たる権利は認められない。</p> <p>6 百里基地訴訟控訴審 東京高 昭56年7月7日 前文に表明された基本的理念は、憲法の条規を解釈する場合の指針となる等のことがあったとしても、それ自体、裁判規範として、国政を拘束したり、国民がこれに基づき国に対して一定の裁判上の請求をなすものではない。</p>	

諮問事項に関する検討資料

諮問事項 NO. II

判断指標 NO. 1

<p>諮問事項</p>	<p>個人情報の規定を改めることについて</p>
<p>判断指標</p>	<p>過去の検討経緯</p>
<p>(調査等結果)</p> <p>1 昭和58年4月 千葉県情報公開研究委員会設置</p> <p>2 昭和59年3月 中間報告</p> <p>「プライバシー保護に関しては、県が有する文書の中には個人に関するものも極めて多く、その運用を誤れば、プライバシー侵害のおそれもあり、県民への情報開示を原則とするこの制度の中で、プライバシー保護の要請とどう調和をとるのが検討されなければならない、情報公開制度を実施するに当たっては、県民の人権を侵害することのないよう、プライバシーに関する情報は非公開を原則として最大限に保護されなければならない。本来、プライバシーの保護は、情報公開とは別の目的があり、情報公開制度の中にプライバシーの権利を具体的に明記することは困難であって、プライバシー保護は別途多面的に検討することが望ましい」と提言している。</p> <p>3 昭和61年11月 千葉県情報公開準備委員会設置</p> <p>4 昭和62年4月 千葉県における公文書公開制度素案</p> <p>「公文書公開制度の基本原則として、公開の原則とともに、個人のプライバシーは最大限に保護するとした上で、個人に関する情報で、特定個人が識別され、又は識別され得るものについては、プライバシーの保護に万全を期すべきである。しかしながら、個人情報のうちには、次のように明らかにプライバシーの侵害に当たらないものや、公益上の必要性から公開すべきものもあり、この場合には公開するものとする。」</p> <p>5 昭和62年11月 千葉県における公文書公開制度について（千葉県公文書公開懇話会提言）</p> <p>「非公開文書の範囲については、原則公開の趣旨に沿って必要最小限のものとし、可能な限り具体的かつ明確に定めることが適当であるとし、非公開の対象となる個人情報については、個人のプライバシーは最大限に保護されなければならないこと、プライバシーの概念は、その内容・範囲が必ずしも明確でないため、プライバシーを『特定個人が識別され、又は識別され得る個人に関する情報』として捉え、これを原則として非公開とするが、明らかに個人的法益の侵害にあたらないものや、公益上の必要</p>	

性から公開すべき場合もあるので、その場合には、公開することが適当である。」

- 6 現行の情報公開条例の制定にあたって、千葉県公文書公開審査会での検討において、「5 非公開事項（情報）の範囲（5-1 個人情報）」として、「個人識別型」と「プライバシー保護型」の二つの考え方があるとのことで、旧条例及び情報公開法を中心に検討しており、その内要は別紙1のとおりである。
- 7 平成12年8月 公文書公開制度の見直しについて(千葉県公文書公開審査会答申)  
「個人のプライバシーに対する評価は、人それぞれによって価値観や考え方が異なるため千差万別であり、法的にも、保護されるべきプライバシーの具体的な内容が明確になっていないという現状のもとでは、個人情報の扱いについての規定の仕方は、現行の「個人識別型」を維持することが望ましい。」とされており、その内容は別紙2のとおりである。

検討事項	5 非公開事項 (情報) の範囲 (5-1 個人情報)	現行条例	情報公開法	他県等の状況
	<p>個人に関する情報を非公開事項として保護するに当たっては、その範囲をどのように画するかが問題となる。各県等の条例において規定している非公開とすべき個人情報の範囲については、「個人識別型」と「プライバシー情報型」の二つの考え方がある。</p> <p>情報公開法では、特定の個人が識別され得る情報を開示すると、一般に、プライバシーを中心とする個人の正当な権利利益を害するおそれがあることから、いわゆる「個人識別型」を基本として不開示情報を定め、その中から開示すべきものを除くという手法を採ることとした。すなわち、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され又は他の情報と照合することにより識別され得るものを事後的に不開示情報として定めた上、一般的に当該個人の利益保護の観点から不開示とする必要のないもの及び保護利益を考慮しても不開示する必要性の認められるものを、例外的に不開示情報から除いている。</p>	<p>◎「個人識別型」としては、(第11条第2号本文) 第11条第2号ただし書イ法令等の定めるところにより、何人でも閲覧することのできる情報</p> <p>ロ実施機関が作成し、又は収集した情報で、公表を目的としているもの</p> <p>ハ法令等に基づく許可、免許、届出等の際に実施機関が作成し、又は收受した情報で、公開することが公益上必要であると認められるもの</p>	<p>◎「個人識別型」としては、(第5条第1号本文) 第5条第1号ただし書イ法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報の人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報</p> <p>ハ当該個人が公務員(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員をいう。)である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分とする。</p>	<p>◎「個人識別型」(多くの県)</p> <p>◎「プライバシー情報型」 北海道、京都府、大阪府、兵庫県 (北海道は識別型からプライバシー型へ改正、山梨県は逆に識別型に改正)</p> <p>◎「プライバシー情報型の解説」 【大阪府条例】 「一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるもの」とは、一般的に社会通念上、他人に知られることを望まないものをさす。なお、「正当と認められるもの」かどうか客観的に明白である場合を除き、当該個人から意見を聴取するなどにより、慎重に取扱い、客観的な判断に努めることとする。</p> <p>※改正条例においても「プライバシー情報型」を維持した。</p>

検討事項	5 非公開事項 (情報) の範囲 (5-1 個人情報)	情報公開法	他県等の状況
現行条例	<p>昭和62年公文書公開懇話会提言</p> <p>個人のプライバシーは最大限に保護されなければならない。しかし、プライバシーの概念は、その内容及び範囲が必ずしも明確ではなく「通常他人に知られたくない」という主観的要素が残ることから、これをもって直ちに非公開の基準とすることは適当ではない。したがって、プライバシーを「特定の個人が識別され、又は識別され得る個人に関する情報」としてとらえ、これを原則として、非公開とすることが適当である。</p> <p>しかし、明らかに個人的法益の侵害に当たらないものや、公益上の必要性から公開すべき場合もあるので、その場合には、公開することが適当である。</p>	<p>【情報公開法懇話会の考え方】 個人に正当な権利利益があるが、その中心部分はプライバシーである。</p> <p>・ プライバシーの具体的な内容は、法的にも社会通念上も必ずしも明確ではない。</p> <p>・ また、本来なら私人が直接当該個人に対して開示を求めるところができないような情報や、行政機関が保有しているとの理由のみをもって開示することは、個人情報の適正な管理の観点からも適当ではない。</p>	<p>◎条例改正にあたっての提言 【北海道提言】(H9. 1. 2) いわゆる「プライバシー型」とすること。</p> <p>※ 個人が識別される情報は原則非公開とする「個人識別型」の規定では不必要に非公開となる範囲が広くなりやすいため「プライバシー型」に転換すべきである。(「プライバシー型」に改正済)</p> <p>【東京都提言】(H10. 9) 「個人識別情報型」の現行のとおりとする。</p> <p>※ 個人のプライバシーを最大限に保護するため、個人に関する一切の情報は非公開を原則とした上で、一般的に非公開とする必要のないものや、開示する必要性の認められるものを、例外的に非公開情報から除く個人識別情報型の現行の規定のとおりとする。 (個人識別型を維持した)</p> <p>【東京都提言用語集】 プライバシーの権利については、一般的には「ひとりしにおいておいてもプライバシー」とか「私生活のみだりに公開されない権利」であると理解されてき</p>

		<p>た。 さらに、情報化の進展に伴い、個人に関する情報の集中化及び広範な利用が可能となるにつれて、自己に関する情報の存在や内容を知り、その誤りの訂正を求めるなど、「自己に関する個人情報の流れを自らコントロールする権利である」として、積極的、能動的な側面も重視されるようになってきている。</p>
--	--	--

# 公文書公開制度の見直しについて

## 答 申

平成12年8月

### 千葉県公文書公開審査会

#### (2) 個人情報(現行条例第11条第2号関係)

- ① 個人情報の規定の仕方は、「個人識別型」を維持することが適当である。
- ② ただし書については、情報公開法の規定と同様の規定に改めるべきである。
- ③ 情報公開法と同様、「公務員情報」に関する規定を置くことが適当であるが、実施機関の職員情報については、特例条例による公開の範囲が狭められることのないようにすべきである。(ただし、警察職員については職務の特殊性などに対する配慮が必要である。)

[説明]

① 「個人のプライバシーに対する評価は、人それぞれによって価値観や考え方が異なるため千差万別であり、法的にも、保護されるべきプライバシーの具体的な内容が明確になっていないという現状のもとでは、個人情報扱いについての規定の仕方は、現行の「個人識別型」を維持することが適当である。

また、情報化が進んでいる現代社会においては、幅広く個人の権利利益を保護するという観点から、仮に個人が識別されない場合でも、公開することによって、なお個人の権利利益を害するおそれのあるものは、原則として非公開とすることを明確にしておく必要がある。

② また、個人のプライバシーは、いったん侵害されるまで回復が著しく困難となる。そのような不測の事態を避けるため、例外的に公開される個人情報については、ただし書の規定を情報公開法と整合させることにし、双方の解釈及び適用に齟齬が生ずる余地のないようにする必要がある。

したがって、現行のただし書イ及びロについては、これを一体化し、情報公開法にならって、「法令の規定により又は慣行として公秘され、又は公にすることが予定されている情報」とし、また、ただし書ハにない範囲、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するために公にすることが必要である」と認められる情報」とすべきである。

③ 県の保有する情報の中には、県の機関の職員の職務遂行に関する情報だけでなく、県の事務事業にかかわりを持つ国や他の地方公共団体の職員の職務遂行に関する情報も少なからず含まれている。

本県では、平成10年4月の特例条例の施行により、実施機関の職員の職務遂行情報に含まれる当該職員の職や氏名を公開しているところである。

しかし、県の説明する責務を全うし、行政運営における公正の確保と透明性の向上を一層推進するためには、実施機関の職員だけでなく、他の公務員についても、その職務遂行上の情報を一定の範囲で明らかにすべき必要がある。

したがって、公務員情報の公開については、情報公開法と同様に公務員の職及びその職務遂行の内容に係る部分」につき公開する旨の規定を置くことが適当である。

ただし、実施機関の職員に係る情報の公開については、特例条例による公開の範囲が狭められることのないよう、規定の仕方を検討すべきである。なお、警察職員については、職務の特殊性及び警察活動の広域的声一性の確保に配慮する必要がある。



諮問事項に関する検討資料

諮問事項 NO. II

判断指標 NO. 2

<p>諮問事項</p>	<p>個人情報の規定を改めることについて</p>
<p>判断指標</p>	<p>情報公開法における不開示事由である個人情報について</p>
<p>(調査等結果)</p> <p>1 平成8年12月16日付け「情報公開法制の確立に関する意見書」(行政改革委員会)のうち「情報公開法要綱案の考え方」によれば、不開示情報としての個人に関する情報の考え方は、下記のように説明されている。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>ア 個人に関する情報の範囲</p> <p>個人に関する情報には、個人の内心、身体、身分、地位その他個人に関する一切の事項についての事実、判断、評価等のすべての情報が含まれる。すなわち、個人に関する情報は、個人の人格や私生活に関する情報に限らず、個人の知的創作物に関する情報、組織体の構成員としての個人の活動に関する情報、個人の営む事業に関する情報、その他個人との関連性を有するすべての情報を意味する。</p> <p>このうち、事業を営む個人の当該事業に関する情報については、法人等の事業活動情報と同様の基準によることが適当であるので、個人に関する情報から除くこととした</p> <p>イ 保護される利益</p> <p>開示されないことの利益は、いわゆるプライバシーである。しかしながら、プライバシーの具体的な内容は、法的にも社会通念上も必ずしも明確ではない。また、本来なら、私人が直接当該個人に対して開示を求めることができないような情報を、行政機関が保有しているとの理由のみをもって開示することは、個人情報の適正な管理の観点からも適当ではない。</p> <p>そこで、特定の個人が識別され得る情報を開示すると、一般に、プライバシーを中心とする個人の正当な権利利益を害するおそれがあることから、いわゆる「個人識別型」を基本として不開示情報を定め、その中から開示すべきものを除くという手法を採ることとした。すなわち、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され又は他の情報と照合することにより識別され得るものを事項的な不開示情報として定めた上、一般的に当該個人の利益保護の観点から不開示とする必要のないもの及び保護利益を考慮しても開示する必要性の認められるものを、例外的に不開示情報から除くこととした。</p>	

諮問事項に関する検討資料

諮問事項 NO. II

判断指標 NO. 3

<p>諮問事項</p>	<p>個人情報の規定を改めることについて</p>
<p>判断指標</p>	<p>「個人識別型」と「プライバシー保護型」 (国・都道府県の採用状況)</p>
<p>(調査等結果)</p> <p>1 個人に関する情報を不開示情報とするにあたっては、「個人識別型」と「プライバシー保護型」の二つの考え方がある。</p> <p>2 「プライバシー保護型」をとっている都道府県としては、北海道、京都府、大阪府及び兵庫県があり、改正前の山梨県も「プライバシー保護型」をとっていた。 これに対して、情報公開法及び上記4道府県を除いた43都県は「個人識別型」をとっている。また、国の情報公開法は「個人識別型」を採用している。</p> <p>3 ここで「個人識別型」とは、プライバシーの概念及びその範囲について、法的にも社会通念上も確立したものではないことから、個人の権利利益の十分な保護を図るため、個人が識別される情報について、原則として不開示とし、「法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているもの」、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要と認められるもの」、「公務員の職務遂行に関するもの」等について、例外として開示するものをいう。 また、「プライバシー保護型」は、個人が識別される情報うち「通常他人に知られたくない」情報を不開示とするものをいう。</p> <p>4 「個人識別型」と「プライバシー保護型」における不開示情報は、おおむね次のとおりである。 「個人識別型」＝個人識別情報－（公表予定情報、人の生命等を保護するため公にすることが必要とされる情報、公務員の職務遂行情報） 「プライバシー保護型」＝個人識別情報のうち通常他人に知られたくないと認められる情報</p>	

## 5 法の規定の仕方に関する一考察

「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され又は他の情報と照合することにより識別されうるものを事項的な不開示情報法として定めた上で、一般的に当該個人の利益保護の観点から不開示とする必要のないもの及び保護利益を考慮しても開示する必要性の認められるものを、例外的に不開示情報から除くという情報公開法の規定の仕方に対しては、プライバシーの権利の不明確性を指摘し、より客観的な基準として個人識別情報と定めたことに相当な合理性が認められると支持する声がある一方で、これでは本来保護される必要のない情報まで非公開とされてしまうことを批判し、プライバシー保護型のほうが望ましかったとの主張もある。

たしかに、公務員の氏名の扱いなどを見ていると、個人識別情報であるというだけでただちに非公開とすることを前提とする情報公開法の立場、それゆえ情報公開条例の支配的な立場に疑問がないわけではない。その意味では、アメリカの情報公開法のように「プライバシーの不当な侵害」という要件を用いたり、大阪府の条例にあるように個人識別情報の中でも「一般的に知られたくないと望むことが正当であるもの」に限って非公開とするほうが望ましいといえれば望ましい。

しかし両者の違いは実際にはあまり大きくない。また、個人識別情報型の規定であっても、もともとそれは個人のプライバシーを保護するために設けられているのであるから、その趣旨に照らして解釈すれば、非公開とすることができる個人情報の範囲が不当に拡大することはない。重要なことは、個人識別情報型の規定が置かれていても、本来この規定は個人のプライバシーの権利を保護するためのものであることを忘れないことである。それゆえ、個人情報の不開示情報規定も、その趣旨に沿って解釈される必要がある。」

(有斐閣「情報公開186頁」松井茂記)

## プライバシー型

### 大阪府

(公開してはならない行政文書)

第9条 実施機関は、次の各号のいずれかが記録されている行政文書を公開してはならない。

- (1) 個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、職業、学歴、出身、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、特定の個人が識別され得るもの(以下「個人識別情報」という。)のうち、一般に他人に知られたいと望むことが正当であると認められるもの

(個人に関する情報への配慮)

第5条 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され得るもののうち、一般に他人に知られたいと望むことが正当であると認められるものをみだりに公にすることを最大限の配慮をしなければならない。

### 兵庫県

(公文書の公開義務)

第6条 実施機関は、公開請求があつたときは、当該公開請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報(以下「非公開情報」という。)が記録されている場合を除き、請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

- (1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、特定の個人を識別することができるもののうち、通常他人に知られたいと認められないもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの

### 北海道

(実施機関の開示義務)

第10条 実施機関(公安委員会及び警察本部長を除く。)は、公文書の開示の請求(以下「開示請求」という。)があつたときは、開示請求に係る公文書に、次の各号に掲げる情報のいずれかが記録されている場合を除き、当該公文書に係る公文書の開示をしなければならない。

- (1) 個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、学歴、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたいと認められるもの

### 京都市

(公文書の公開義務)

第6条 実施機関は、公開請求があつた場合は、当該公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)のいずれかが記録されているときを除き、請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

- (1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、個人が特定され得るもの(他の情報と照合することにより、個人が特定され得るものを含む。)のうち、通常他人に知られたいと望むことが正当であると認められるもの又は個人を特定され得ないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの

## 個人識別型

情報公開法

(個人情報)

(1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報  
ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

### 富山県

(個人情報)

(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)で特定の個人が識別され得るもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等定めるところにより、何人も閲覧することができる情報

イ 実施機関が作成し、又は取得した情報であつて、公にすることを目的としているもの  
ウ 法令等の規定に基づき許可、認可、免許、届出等に際して実施機関が作成し、又は取得した情報であつて、開示をすることが公益上必要であると認められるもの

福岡県

(公文書の開示義務)

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「非開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

(1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、特定の個人を識別することができることとなるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することとはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令及び条例(以下「法令等」という。)の規定により又は横断として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ハ 公務員(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員をいう。)の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員の職及び氏名(公安委員会規則で定める職にある警察職員の氏名を除く。)並びに当該職務遂行の内容に係る部分

ニ 県の機関が実施する事務事業であつて予算執行を伴うものに係る情報のうち公にすることが公益上必要なものとして、実施機関があらかじめ福岡県情報公開審査会の意見を聴いた上で定め、公示した基準に該当するもの

神奈川県

(行政文書の公開義務)

第5条 実施機関は、行政文書の公開の請求(以下「公開請求」という。)があつたときは、公開請求に係る行政文書に次の各号のいずれかに該当する情報(以下「非公開情報」という。)が記録されている場合を除き、当該行政文書を公開しなければならない。

(1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令又は条例(以下「法令等」という。)の規定により何人にも閲覧、複製等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報

イ 振行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

ウ 公務員(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員をいう。)の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る情報

工 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報

高知県

(公文書の開示義務)

第6条 実施機関は、公文書の開示の請求があつたときは、当該公文書に次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている場合を除き、当該公文書を開示しなければならない。

(1) 法令又は他の条例(以下「法令等」という。)の規定により開示することができなるとされている情報

(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に係る情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができることとなるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により何人も閲覧できるとされている情報

イ 公表を目的として作成し、又は取得した情報

ウ 次に掲げる者の職務の遂行に係る情報に含まれる当該者の職名及び氏名(当該公務員の氏名を公にすることにより、当該公務員の個人の権利利益を不当に侵害するおそれがあるものとして実施機関が定める公務員の氏名を除く。)

(7) 国家公務員及び地方公務員

(4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第152条第1項に規定する法人(第20条において「公社等」という。)及び同令第140条の7第1項に規定する法人の役員

(5) 県から補助金、交付金等の交付を受けている民法(明治29年法律第89号)第34条の法人、私立学校法(昭和24年法律第270号)第3条に規定する学校法人、医療法(昭和23年法律第205号)第39条第2項に規定する医療法人、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人及び同法第10章第1節に規定する社会福祉協議会の役員

諮問事項に関する検討資料

諮問事項 NO.Ⅱ

判断指標 NO.4

<p>諮問事項</p>	<p>個人情報の規定を改めることについて</p>
<p>判断指標</p>	<p>「個人識別型」及び「プライバシー保護型」の運用状況</p>
<p>(調査等結果)</p> <p>1 千葉県では、「個人識別型」をとっており、個人に関する情報のうち特定の個人を識別できる情報から公表予定情報、人の生命等を保護するため公にすることが必要とされる情報、公務員の職務遂行情報を除外することによって、不開示事由としての個人情報が発定される。これに対して、「プライバシー保護型」をとる道府県では、個人識別情報のうち「一般に他人に知られたくないと望むことが正当と認められる」ものを不開示事由としての個人情報とする。</p> <p>2 「プライバシー保護型」を採用する大阪府の場合、その解釈運用基準によって、「一般に他人に知られたくないと望むことが正当と認められるもの」の範囲を図3のとおり例示している。すなわち、大阪府では、解釈運用基準において、千葉県条例のただし書による除外と同様の取扱いを行っているものと考えられる。</p> <p>図3の(1)～(6)のうち、(1)～(4)は「個人識別型」を示す図2のイに、(5)はロに、そして(6)はハに相当する。</p> <p>3 現在、大阪府のインターネットに掲載されている答申事例(17件)を調査したところ、このうち個人に関する情報の開示が検討されたものは、6件である。そのうち、「公にすることを前提する」、「公務員としての職務に関連する」等の基準を用いて「一般に他人に知られたくないとみとめられる」か否かを判断しているものは5件であり、残りの1件は除外事由がなく公開しないことを認めたものである。</p> <p>このうち、介護保険事業者申請書の事案である平成13年2月23日付け第64号の答申を例にとると、「訪問介護員等及び介護支援専門員の氏名の公開の検討では、これらの者の氏名は、これらの者がその業務を行うに際しては、誰に対しても明らかにされるべきものであって、公にすることが予定されている情報なので『一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる』情報に該当しないものとしている。</p>	

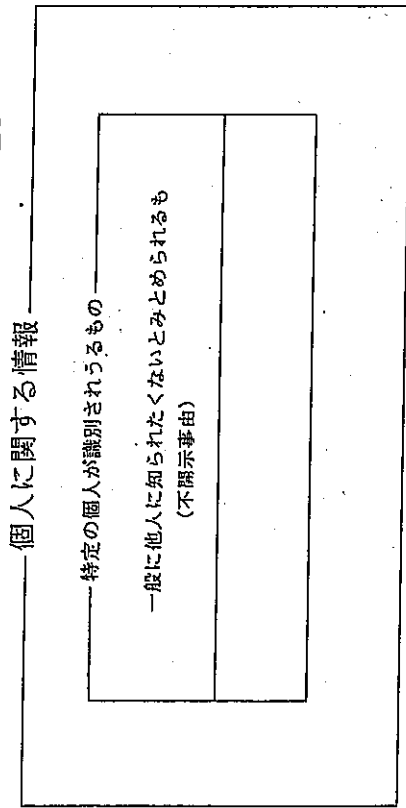
個人識別型とプライバシー型の規定形式

大阪府（プライバシー型）

図 3

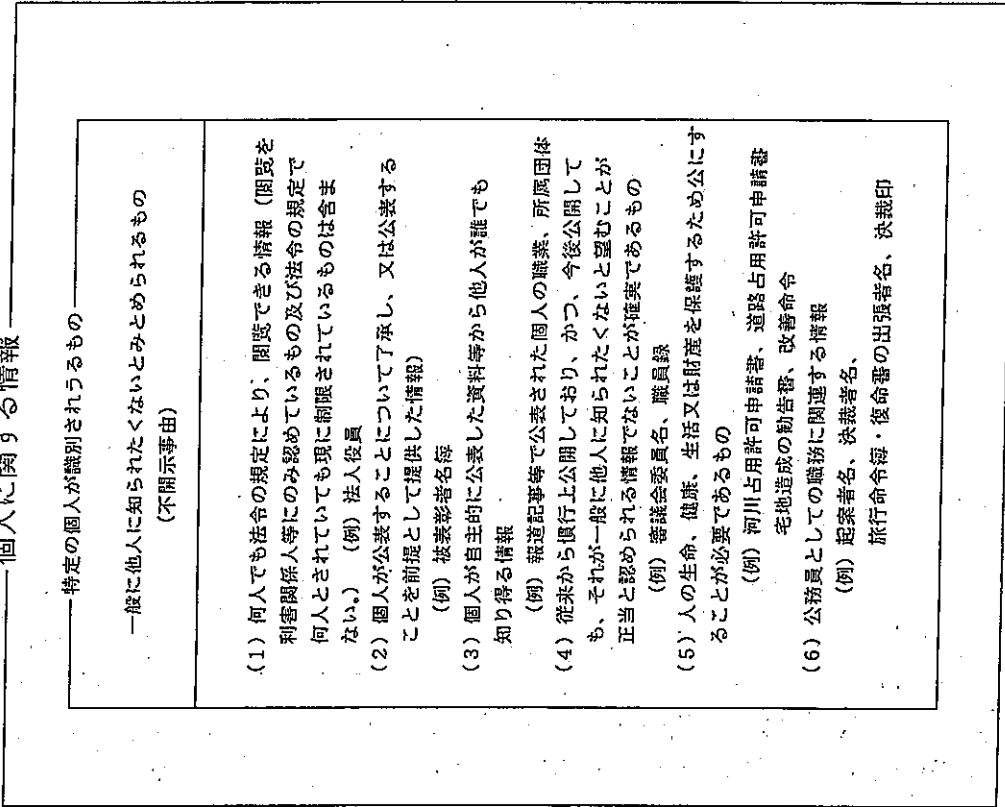
プライバシー型

図 1



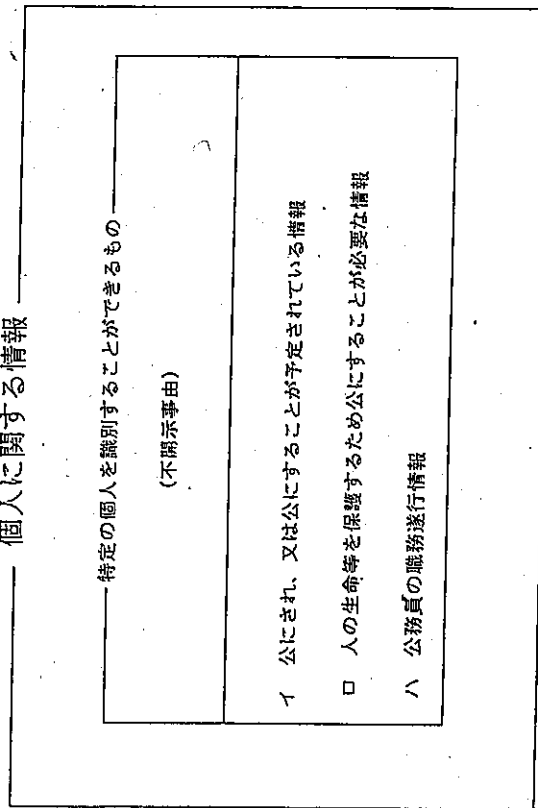
(個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、職業、学歴、出身、住所、所属団体、財産、所持者に関する情報)

個人に関する情報



個人識別型

図 2



24

諮問事項に関する検討資料

諮問事項 NO. II

判断指標 NO. 5

<p>諮問事項</p>	<p>個人情報の規定を改めることについて</p>
<p>判断指標</p>	<p>判例の動向</p>
<p>(調査等結果)</p> <p>1 個人識別型の条例において、個人識別可能な情報のうち、ただし書きの除外規定に該当しない場合でも、保護すべき理由に乏しかったり、明らかにプライバシー性を欠く場合に2号該当性がないものとする裁判例がある。</p> <p>(1) 千葉地方裁判所平成9年(行ウ)第29号</p> <p>本件は、平成9年2月26日付けの千葉県の総務部秘書課の支出負担行為支出伝票等の金融機関名、口座名義人欄等の公開請求に対するものである。</p> <p>裁判所の判断において、「仮に個人識別の可能性が認められ、ただし書き各号に該当しない情報であっても、当該個人のプライバシー保護の観点からその正当な権利利益の侵害が生じる余地のないものについては、2号により保護されるべき法益が存在しないのであるから、『個人に関する情報』には含まれない」とされている。</p> <p>なお、本件は最高裁に係属中である。</p> <p>(2) 名古屋高裁平成11年(行コ)第34号</p> <p>本件は、愛知県商工部万博誘致対策局の食糧費に係る予算執行書、資金調書の公文書非公開決定に関するものである。</p> <p>裁判所は個人に関する情報を次のように判断する。</p> <p>「『個人に関する情報』とは、およそ特定の個人が識別されうる全ての個人情報を意味するものではなく、その情報内容が、ア 内心に関する情報、イ 個人の経歴に関する情報、ウ 個人の財産状況に関する情報、エ 個人の心身の状況に関する情報、オ 個人の家族状況に関する情報 のような情報等との関連において、当該特定個人の権利を侵害するおそれがあるものを指す相関関係概念であると解するのが相当である。」</p> <p>2 千葉地裁平成11年(行ウ)第5号</p> <p>本件は、千葉県総務部秘書課の交際費に係る個人の氏名、役職名、肩書、続納の公開に請求に関するものである。</p> <p>裁判所の判断によれば、「原告が『2号該当性は、プライバシーが侵害されるか否</p>	



かで決定されるべきである』と主張したところ、実施機関である千葉県の条例は『プライバシー保護型』を採用していない』ということで、その主張を排した。

なお、本件は最高裁に係属中である。

平成11年7月26日 千葉地裁 平9(行ウ)第29号  
の趣旨

2号は、プライバシーの保護を最終的な保護法益として、明らかにすることは明らかであるが、情報公開制の下でこれを実現するためには、プライバシーの内容・範囲が必ずしも明確でないため、技術的理由から、比較的、基準の明確な個人識別可能性を公開非公開のメルクマールとして採用したに  
ざず、それが大量に行われる公開請求に対する迅速な対応という要請にも合致する。

ところで、本件条例は憲法第21条第1項の表現の自由から来る知る権利を公文書公開請求権  
という形で具体化したものであるが、公文書公開請求権と対象文書に記載されている個人のプ  
ライバシー権とが衝突する場合には、実施機関において、その調和を図るべく解釈、運用しなければ  
ない。

そのための方法として、千葉県条例では、個人識別可能性をメルクマールに採用しているの  
で、しかしながら、個人識別可能な情報である限り、2号ただし書きが定める三つの場合を除  
いて、常に公文書公開請求権を劣後させるということになれば、公文書公開請求権が表現の自由  
から知る権利を具体化した趣旨を没却することになるばかりか、プライバシーの内容・範囲  
が明確でなく、その定義付けができていないという、公文書公開請求権とプライバシーの優劣とは必  
ず放蕩するものであり、本件条例が、「実施機関は、県民の公文書の公開を請求する権利を十分尊  
重し、この条例を解釈し、運用するものとす。」と規定し、手引きが、「条例111条の各号に掲  
げられた情報に該当するかどうかの判断は、原則公開の基本理念に基づき適正に行われなければならない。」  
とあることにも反する。

2号がプライバシーを保護法益とする規定であることからすれば、仮に個人識別の可能性が認  
められ、同号ただし書きイないしハに該当しない場合であっても、その正当な権利利益の侵害が生  
ずる余地のないものについては、2号により保護されるべき法益が存在しないのであるから、特段  
事情のない限り、「個人に関する情報」には含まれないと解するのが相当である。

また、このように解することは、特例条例2条が「公開されることにより、当該個人の権利利益  
に不当に侵害されるおそれがある」と認められるものを除き、「実施機関の他職務上の地位を表す名  
前ならびに氏名」と、「食料費の支出を伴う懇談会、説明会等に係る情報に含まれる出席者の所属団  
体名、所属名及び職名等並びに氏名」を公開するとしているのにも合致する。

17

平成13年5月29日 名古屋高裁 平11(行コ)第34号  
愛知県情報公開条例第6条第1項第2号(個人識別情報)該当性について

本件条例第6条第1項第2号が、個人に関する情報であって特定の個人を識別されう  
る情報を、原則として非公開とする趣旨は、個人のプライバシーを最大限保護する必要  
があるが、一方で、プライバシーの概念及び範囲が未だ明確となっていないことから、  
個人に関する情報であって、特定の個人が識別されうる情報については、原則として非  
公開としたものと解される。そして、本件条例では、県民の公文書の公開を請求する権  
利を明らかにするとともに、公文書の公開に必要事項を定めることにより、開か  
れた県政を推進し、もって県政に対する県民の理解を深め、県民と県との信頼関係を増  
進することを目的とし(第1条)、実施機関は、公文書の公開を請求する権利が十分に  
尊重されるようこの条例を解釈し、運用するものとす。一方、個人に関する情報がみだ  
りに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない(第3条)と定めて  
いる。

そうすると、本件条例第6条第1項第2号の「個人に関する情報」とは、およそ特定  
の個人が識別されうる全ての個人情報の意味するものではなく、その情報内容が、以下  
のような情報等との関連において、当該特定個人の権利を侵害するおそれがあるものを  
指す相関関係概念であると解するのが相当であり、それ以外のものは、同号によつて保  
護される「個人に関する情報」には含まれないと解するのが相当である。

- ア 思想・信条・信仰等の個人の内心に関する情報
- イ 学歴・犯罪歴等の個人の経歴に関する情報
- ウ 所得・財産等の個人の財産状況に関する情報
- エ 健康状態・病歴等の個人の心身の状況に関する情報
- オ 家族関係等の個人の家族状況に関する情報

原告は、千葉県旧条例第 111 条第 2 号該当性について、本号の立法趣旨は、個人のプライバシーの保護である。したがって、公開非公開の判断は、当該情報の公開により、個人のプライバシーが侵害されるか否かで決定されるべきである。

また、本件文書に記載されている事柄は、いずれも交際費という公費を用いて、知事等が公の立場で行ったものである。したがって、交際相手方も、当然交際の内容を県民の前に明らかにされること予想し、あるいは予想すべきであるから、プライバシーの侵害は問題とはならないと主張する。

これに対して、裁判所の判断として次のように判断している。

本件条例一条二号該当性について、本件条例一条二号によると、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって特定個人が識別され、又は識別され得るもの。」が非公開事由とされている。本号の立法趣旨は、基本的人権の尊重という観点から、個人のプライバシーを最大限保障する必要があるが、プライバシーの概念や範囲について明確な外延を画することができないところから、その目的実現のため他の地方公共団体の条例で非公開事由とされていることのある「通常他人に知られたいくない個人に関する情報」のような文言を非公開事由として採用することをせず、本号のような非公開事由を定めたいものと解することができる。そして、当該判断は、公文書公開請求権やその非公開事由が個々の条例の具体的な定めに基づいたものであって、右の請求権が具体的な条例の文言を離れて発生消滅するような筋合いのものではないこと、及び本件条例三条が「実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大の配慮をしなければならない。」との解釈運用の指針を定めていることに照らせば、本号の解釈は、右の立法趣旨に従ってなされるべきものと判断する。なお、本号にいう「特定個人が識別され、又は識別され得るもの。」とは、公文書の記載それ自体によって特定個人を識別しうるもののほか、他の情報と併せて特定個人を識別しうるものも含むものと解すべきである。

右の判断に反する原告の主張は、当該判断の採用するところではない。

20

諮問事項に関する検討資料

諮問事項 NO. II

判断指標 NO. 6

<p>諮問事項</p>	<p>II 個人情報の規定を改めることについて</p>
<p>判断指標</p>	<p>6 行政機関等個人情報保護法との関係</p>
<p>&lt;行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律における定義&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人情報（第2条第2項） 生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができることにより、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）</li> <li>・ 保有個人情報（第2条第3項） 行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該行政機関の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関が保有しているものをいう。ただし、行政文書（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第2条第2項に規定する行政文書をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。</li> </ul> <p>&lt;行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律における開示義務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保有個人情報の開示義務（第14条） 行政機関の長は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>第2号 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれのあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>（ただし書は、情報公開法と同じ。）</p> <p>（注）開示請求は、自己を本人とする保有個人情報について行えるものである。</p> </div>	

諮問事項に関する検討資料

諮問事項 NO. Ⅱ

判断指標 NO. 6

<p>諮問事項</p>	
<p>判断指標</p>	
<p>&lt;行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律における罰則規定&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ (第53条) 行政機関の職員若しくは職員であった者又は第6条第2項の受託業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第4項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は1部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。</li> <li>・ (第54条) 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</li> </ul> <p>「行政機関等の保有する個人情報の保護に関する法制の充実強化について」（行政機関等個人情報保護法制研究会の報告書）における説明</p> <p>2 定義</p> <p>(2) 「個人情報」について 行政機関法制においても、現行の行政機関法及び基本法制と同様に生存する個人に関する情報を個人情報とする。また、現行の行政機関法では、識別容易性を要件としているが、行政機関が保有する個人情報については、情報公開法と同様にその識別性の判断に特段の容易性を求めないこととする。</p> <p>(3) 「保有個人情報」について 国の行政機関においては、事務処理へのITの急速な活用が図られている一方、現実には、過去に作成、取得された文書をはじめ相当数の個人情報が紙等の媒体で保存、管理、利用されている。このような紙等の媒体に記録されている個人情報も、</p>	

諮問事項に関する検討資料

諮問事項 NO. Ⅱ

判断指標 NO. 6

<p>諮問事項</p>	
<p>判断指標</p>	

IT を広く用いている行政機関により取り扱われている個人情報であり、その状況にふさわしい適切な保護が図られる必要があるとともに、これらの個人情報にまで対象範囲を拡大することは、政府が保有する情報の公開性の拡大、行政手続の透明性の一層の向上等の趣旨にかなうものでもある。したがって、行政機関法制の対象情報については、紙等の媒体に記録されている個人情報を含め、基本的には情報公開法上の「行政文書」に記録されている個人情報まで対象範囲を拡大する。

しかし、ファイル化されないで行政文書に散在的に記録されている個人情報については、その検索の困難性、本人に関する情報とそれ以外の情報との境界の不明確性等の問題があり、制度化に当たっては、実態に即した仕組みとする必要がある。

<行政機関が保有する個人情報の保護に関する法律の施行>

公布の日（平成15年5月30日）から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するとされている。

諮問事項に関する検討資料

諮問事項 NO.Ⅲ

判断指標 NO.1

<p>諮問事項</p>	<p>特例条例を廃止し、本体条例と一体化することについて</p>
<p>判断指標</p>	<p>特例条例を廃止した場合の影響予測（適用期日の扱いごと）</p>
<p>(調査等結果)</p> <p>1 現状の問題点</p> <p>(1) 提言において、情報公開条例第8条第2号の特例に関して、「特例条例により、県の職員の氏名及び食糧費の支出を伴う懇談会等に係る出席者の氏名等を開示している。・・・該当情報の開示が特例的であるとする扱いは、原則開示の現行条例のもとでは、運用面で弊害を生じること懸念され、また法体系上の面でも重層的であり好ましくない。」としている。</p> <p>(2) 提言では特に触れていないが、情報公開条例第8条第3号に関して、特例条例により、食糧費及びタクシー借上料の債権者名を開示するとしており、特例条例の廃止に伴い当該情報の扱いについて検討する必要がある。</p> <p>(3) 特例条例は平成10年4月制定以降、平成13年4月及び平成14年4月に改正されているが、それぞれ施行日以後に作成又は取得された文書に適用させることとしている。</p> <p>2 廃止した場合の影響予測</p> <p>(1) 廃止した場合には特例条例で開示することとしている個人情報の内容について検討する必要がある。          なお、職務に特殊性のある職員の取扱いについても併せて検討する必要がある。</p> <p>(2) 適用期日の取扱いについて          特例条例を廃止とした場合には、特例条例で開示することとしている個人情報の内容の適用期日ごとの取扱いを検討する必要がある。</p> <p>(3) 廃止とした特例条例第3条に係る内容の取扱いについて          上記と同様の検討が必要となる。</p>	

【参考1】 特例条例の制定目的（制定時の解釈運用基準抜粋）

本体条例では個人情報又は事業活動情報に該当するために公開しない情報であっても、実施機関の事務事業をより明らかにし、県民に分かりやすい県政運営を進めるために公開することが必要な情報については、特例として公開することとした。

【参考2】 特例条例の内容

1 平成10年4月（特例条例制定）

- (1) 実施機関の職員の職、氏名を公開
- (2) 懇談会等の出席者の職、氏名を公開
- (3) 食糧費及びタクシー料金の債権者の氏名（名称）、所在地を公開
- (4) 適用文書 平成10年4月以降作成又は取得

2 平成13年4月（現行条例施行に伴う特例条例の改正）

- (1) 実施機関の職員の氏名（職は本体条例）を開示  
公安委員会及び警察も実施機関に含まれる（ただし、警部補以下の階級の警察官及び同相当の警察職員を除く。）
- (2)～(3)は1と同様
- (4) 適用文書 平成13年4月以降作成又は取得

3 平成14年4月（議会条例施行に伴う特例条例の改正）

- (1) 県の機関の職員の氏名を開示（職は本体条例で開示）  
議会を対象に含める
- (2)～(3)は1と同様
- (4) 適用文書 平成14年4月以降作成又は取得



諮問事項に関する検討資料

諮問事項 NO.Ⅲ

判断指標 NO.2

<p>諮問事項</p>	<p>特例条例を廃止し、本体条例と一体化することについて</p>
<p>判断指標</p>	<p>本体条例を改正するかについての検討</p>
<p>(調査等結果)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 本体条例を改正する必要の検討              特例条例を廃止する場合、同条例で開示することとしている個人情報について、特例の取扱いを行う必要があるとしたときには、特例条例の内容を本体条例に規定することを検討する必要がある。</li> <li>2 特例条例の廃止に伴い、同条例第2条の内容を本体条例に規定する改正内容の検討              特例条例を廃止し、同条例第2条に係る内容について適用期日ごとに取扱いを分けることとなる場合には、本体条例にその旨の規定を設けることを検討する必要がある。</li> <li>3 特例条例の廃止に伴い、同条例第3条の内容を本体条例に規定する改正内容の検討              上記2と同様の検討が必要となる。</li> <li>4 本体条例以外に公開に関する条例を持っている都道府県は、本県のみである。</li> </ol>	

諮問事項に関する検討資料

諮問事項 NO. IV

判断指標 NO. 1

<p>諮問事項</p>	<p>存否応答拒否処分の適用範囲を限定することについて</p>
<p>判断指標</p>	<p>適用を限定した場合の影響</p>
<p>(調査等結果)</p> <p>存否応答拒否処分については、現行条例第11条で「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。</p> <p>また、解釈運用基準において、本条の適用が必要な類型の行政文書の開示請求に対しては、現に行政文書が存在すると否とを問わず、常に存否応答拒否をしなければならないとされており、本条に該当すると考えられる情報の具体例として2号～6号まで各々例示されている。</p> <p>存否応答拒否処分の適用範囲を、仮に</p> <p>① 特定個人の生命、身体若しくは名誉が侵害される場合          ② 犯罪の予防、捜査に支障をきたす場合</p> <p>に限定した場合は、他の不開示情報に該当する場合の存否応答拒否処分ができなくなり、この場合には、存否応答拒否により保護しなければならない利益が侵害され、かつ侵害された権利利益の回復が困難となる。</p> <p>例えば、判断指標NO2で示すような情報が実質的に開示されることと同様の結果となる。</p> <p>【新・情報公開法の逐条解説】宇賀克也著</p> <p>行政文書の存否自体を答えると不開示情報の規定の保護利益が害される可能性は、理論的には全ての不開示情報について存在するといわざるをえない。</p> <p>存否応答拒否を行い得るのは、不開示情報が保護しようとしている利益を著しく侵害する場合に限定すべきという意見もあるが、不開示情報がすでに諸般の事情の比較衡量のもとで合理的な範囲に限定されている以上、存否応答拒否の場合に限って、保護利益の侵害の程度を高めることは一貫性を欠くことになるので、かかる考え方は採用されていない。</p>	

諮問事項に関する検討資料

諮問事項 NO. IV

判断指標 NO. 2

<p>諮問事項</p>	<p>存否応答拒否処分の適用範囲を限定することについて</p>
<p>判断指標</p>	<p>次の①②以外の適用例                  ①特定個人の生命、身体若しくは名誉が侵害される場合                  ②犯罪の予防、捜査に支障をきたす場合</p>
<p>(調査等結果)</p> <p>行政文書の存否自体を答えると不開示情報の規定の保護利益が害される可能性は、理論的には全ての不開示情報について存在するといえる。</p> <p>①、②以外で適用されるものとしては、次のような事例が考えられる。</p> <p>2号 (個人情報)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定個人が異議申立てをしたという事実の有無</li> <li>・ 特定個人が警察に対し安全相談をしたという事実の有無</li> <li>・ 特定個人が旅券の交付を受けたという事実の有無</li> <li>・ 特定学校の特定個人に係る事故報告書が作成されているという事実の有無</li> <li>・ 特定個人が赤道の用途廃止申請をしたという事実の有無</li> </ul> <p>3号 (法人等情報)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定団体に対し警察の情報収集活動が行われているという事実の有無</li> <li>・ 特定企業等が特定の新技术・新研究の開発を行っていることの実事の有無</li> </ul> <p>4号 (犯罪予防等情報)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定の産廃業者に対し内偵調査が行われていることの実事の有無</li> <li>・ 特定法人等に対し特定県税の内偵調査が行われていることの実事の有無</li> </ul> <p>5号 (審議、検討等情報)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 非公開で検討している審議会等において、特定の地域にかかる特定の道路建設計画があるという事実の有無</li> </ul> <p>6号 (事務事業情報)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定試験において、特定の分野の出題があるという事実の有無 (試験実施前)</li> <li>・ 特定の事件に関して110番通報があったという事実の有無</li> </ul>	

諮問事項に関する検討資料

諮問事項 NO. IV

判断指標 NO. 3

<p>諮問事項</p>	<p>存否応答拒否処分の適用範囲を限定することについて</p>
<p>判断指標</p>	<p>情報公開オンブズマンの協議を要件とした場合の課題</p>
<p>(調査等結果)</p> <p>存否応答拒否処分を行うことについて、事前に情報公開オンブズマンに協議を行うこととした場合、以下の点について考え方の整理が必要である。</p> <p>① オンブズマンと審査会の判断に相違が生じた場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ オンブズマンが妥当でないと判断したが、審査会では、存否応答拒否すべきであったと判断が示された場合。             <ul style="list-style-type: none"> <li>⇒ 本来、保護されるべき利益が侵害され、かつその回復が困難</li> </ul> </li> <li>・ オンブズマンが妥当であると判断したが、審査会では、妥当でないと答申が出された場合             <ul style="list-style-type: none"> <li>⇒ オンブズマンに対する信頼度の低下を招く。</li> </ul> </li> </ul> <p>② 速やかな判断が可能か。</p> <p>③ インカメラ審理を認めるか。(存否応答拒否処分に不服があれば不服申立てが認められているにもかかわらず、インカメラ審理の権限を重ねて認める必要があるか。)</p> <p>【参考】</p> <p>存否応答拒否処分を行う場合に、又は行った場合に報告等を義務付けている団体</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報公開担当課に事前協議 東京都、神奈川県、栃木県</li> <li>・ 審査会等に事後報告 北海道、東京都、神奈川県</li> </ul>	

諮問事項に関する検討資料

諮問事項 NO. IV

判断指標 NO. 4

諮問事項	存否応答拒否処分の適用範囲を限定することについて
判断指標	他県の状況
<p>(調査等結果)</p> <p>各都道府県条例の規定は以下のとおりである。</p> <p>北海道、鳥取県以外の都府県：開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。</p> <p>北海道：実施機関は、開示請求に係る公文書が存在しているかどうかを答えるだけで、<u>特定の個人の生命、身体若しくは名誉が侵害されると認められる場合又は犯罪の予防、捜査等に支障が生ずると認められる場合に限り、当該公文書の存否を明らかにしないことができる。</u> (※アンダーライン部分について⇒次頁)</p> <p>鳥取県：実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、公文書の存否を明らかにしないで、開示請求を拒否することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 特定の個人の病歴に関する情報その他の個人に関する情報が含まれる公文書の開示請求があった場合で、当該公文書が存在しているか否かを答えるだけで、当該個人の権利利益が侵害されるおそれがあるとき。</li> <li>(2) 特定の法人等又は事業を営む個人が有する商品の製造技術に関する情報その他の法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報が含まれる公文書の開示請求があった場合で、当該公文書が存在しているか否かを答えるだけで、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益が侵害されるおそれがあるとき。</li> <li>(3) 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の情報が含まれる公文書の開示請求があった場合で、当該公文書が存在しているか否かを答えるだけで、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報を開示することとなるとき。</li> <li>(4) 特定の試験の出題内容に関する情報その他の監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関する情報が含まれる公文書の開示請求があった場合で、当該公文書が存在しているか否かを答えるだけで、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。</li> <li>(5) 前各号に規定する場合のほか、公文書の存否の事実により特定の情報の存在が明らかになる開示請求があった場合で、当該公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるとき。</li> </ol>	

(調査等結果)

北海道：実施機関は、開示請求に係る公文書が存在しているかどうかを答えるだけで、特定の個人の生命、身体若しくは名誉が侵害されると認められる場合又は犯罪の予防、捜査等に支障が生ずると認められる場合に限り、当該公文書の存否を明らかにしないことができる。

( 部分の趣旨及び解釈)

「開示請求に係る公文書が存在しているかどうかを答えるだけで、特定の個人の生命、身体若しくは名誉が侵害されると認められる場合」とは、例えば、特定の個人に係る特定の疾病に関する公文書の開示請求のように、当該公文書の存在を認めて非開示決定をすることによって、当該個人が特定の疾病に罹患していることが明らかになる場合など、公文書の存在を認めただけで個人のプライバシーが侵害されるような場合をいう。

「犯罪の予防、捜査等に支障が生ずると認められる場合」とは、例えば、個人又は団体を特定した内偵捜査に関する公文書の開示請求あるいは日時、場所、路線を特定した取締計画に関する公文書の開示請求のように、存在を認めて非開示決定をしても、また、不存在であると通知しても、当該個人や団体を内偵調査しているか否かが明らかになる場合あるいは特定の日時、場所、路線で取締りを行うか否かが明らかになる場合など、公文書が存在しているかどうかを答えるだけで犯罪の予防、捜査等に支障が生ずると認められる場合をいう。

(運用)

本条に基づく決定は、特定の個人に関する特定の事項についての開示請求又は個人や団体を特定した内定調査情報についての開示請求がなされたような場合に限り行うものとし、単に非開示決定を行うことで個人の利益や犯罪の予防、捜査等の情報の保護法益が守られるような場合にまで適用することのないようにすることが必要である。

諮問事項に関する検討資料

諮問事項 NO. IV

判断指標 NO. 5

諮問事項	存否応答拒否処分の適用範囲を限定することについて
判断指標	存否応答拒否処分に係る救済等について
<p>(調査等結果)</p> <p>○理由付記について</p> <p>「知事が保有する行政文書の開示等に関する事務取扱要綱」において、存否応答拒否処分を行う場合は、行政文書の存否を明らかにすることが不開示情報を開示することと同じ結果になる理由を、開示請求に係る行政文書が仮に存在するとして場合に適用することとなる不開示条項を示して記載することと定めている。</p> <p>○行政救済について</p> <p>存否応答拒否処分は処分性をもつため、行政不服審査法による不服申立てが可能であり、実施機関は、審査会に対しては存否応答拒否をすることはできない。</p> <p>また、審査会は、請求対象文書が存在する場合には、インカメラ審理を行うことができる。</p>	

諮問事項に関する検討資料

諮問事項 NO. V

判断指標 NO. 1

<p>諮問事項</p>	<p>V 審議会等の会議の原則公開を規定することについて</p>
<p>判断指標</p>	<p>1 総務課策定の指針（審議会等の設置及び運営等に関する指針）の内容</p>
<p>(調査等結果)</p> <p>1 目的</p> <p>この指針は、審議会等の適正な設置及び公正かつ円滑な運営等に関し、準拠すべき基本事項を定めるものとする。</p> <p>2 定義</p> <p>この指針において、「審議会等」とは、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき法律又は条例により設置された附属機関及び要綱等に基づいて設置された協議会、懇談会等附属機関に準ずる機関をいう。ただし、要綱等に基づいて設置された協議会、懇談会等の中で、次の事項に該当するものは、審議会等から除外するものとする。</p> <p>&lt;次の事項（略）&gt;</p> <p>中略</p> <p>6 会議の公開</p> <p>審議会等の会議については原則として公開し、透明性の向上に努めるものとする。ただし、次のいずれかに該当するものは公開しないことができる。</p> <p>(1) 千葉県情報公開条例第8条各号に該当する事項について審議等を行う場合</p> <p>(2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると審議会等が認める場合</p> <p>7 公開の方法</p> <p>(1) 審議会等の会議の公開は、傍聴定員を定め、会場に一定の傍聴席を設け、希望する者に傍聴を認めることにより行う。</p> <p>(2) 審議会等は、傍聴者に会議資料を提供するよう努めるものとする。</p> <p>(3) 審議会等は、会議を公正・円滑に運営するため、別紙「傍聴要領（例）」を参考に傍聴要領を定め会場の秩序維持に努めるものとする。</p>	



諮問事項に関する検討資料

諮問事項 NO. V

判断指標 NO. 1

(調査等結果)

8 会議開催の周知

公開可能な審議会等は、会議を開催するに当たって、事前に開催日時、審議会等の名称、議題、開催場所、問い合わせ先(担当課等、連絡先、傍聴定員、傍聴手続方法)を県ホームページに掲載するとともに、各種広報媒体を通じた県民等への周知及び報道関係への情報提供に努めなければならない。

9 会議結果等の公開

審議会等の会議結果等については、千葉県情報公開条例に基づいて、原則公開とし、会議終了後、県のホームページに掲載するものとする。非公開とするときはその根拠を明らかにするものとする。

「指針」の施行

平成15年5月16日

対象機関

原則として知事部局の各機関を対象、他の実施機関には指針を送付した。

平成14年8月現在

審議会総数	設置根拠		会議の公開			会議録等の公開		
	法律 条例	要綱等	公開	一部公開	非公開	公開	一部公開	非公開
232	137	95	59	11	162	94	44	94
% 100	59.1	40.9	25.4	5.8	69.8	40.5	19.0	40.5

(注) 会議の一部公開とは、

- ①特定の議題に限って傍聴を認めるもの。
  - ②報道関係者等、特定の者に限って傍聴を認めるもの。
- を言う。

諮問事項に関する検討資料

諮問事項 NO. V

判断指標 NO. 2

<p>諮問事項</p>	<p>V 審議会等の会議の原則公開を規定することについて</p>
<p>判断指標</p>	<p>2 他県の状況</p>
<p>(調査等結果)</p> <p>1 審議会等の公開に関する根拠を置くもの 39 都道府県          &lt;内訳&gt;</p> <p>(1) 条例に置くもの 10 道府県          (2) 規則に置くもの 1 県          (3) 要綱等に置くもの 8 都県 (ほかに、条例に加えて要綱を置くもの1)          (4) その他指針等 20 府県 (ほかに、条例等に加えて指針等を置くもの8)</p> <p>2 審議会等の公開に関する根拠を置かないもの 8 県</p>	

(千葉県情報公開審査会 参考資料)

平成15年11月21日

## 存否応答拒否処分の状況について

—千葉県情報公開推進委員会（第4回）資料から抜粋—

1	千葉県における存否応答拒否処分の事例一覧	1
2	存否応答拒否に関する各県の状況	3
3	存否応答拒否に関する国の事例	7
4	国の情報公開審査会において存否応答拒否処分が 取り消された事例	12

千葉県における存否応答拒否処分の実例一覧

No.1

受付年月日	開示請求書の表記	不開示決定通知書の表記	実施機関(担当課)
H. 13. 4. 10	平成13年3月30日付〇〇不動産㈱への報告	千葉県情報公開条例第11条に該当するため。本件開示請求は法人名を挙げており、開示請求に係る文書の存在を答えること自体が特定の法人が文書制作を受けているかどうかを明らかにすることになり、旧千葉県公文書公開条例第11条第3号(不開示とする事業活動情報)により、保護しようとする社会的信用を損なうと認められるため、当該文書の存否を答えることはできない。	知事(総務課)
H. 13. 10. 29	千葉県教委が教職員3人を懲戒処分にし、新聞各社に実名を挙げた(2001年10月18日千葉県朝刊各紙参照)、職場の管理者への処分内容もしくは指導内容が判明する全ての情報。	千葉県情報公開条例第11条に該当するため。開示請求に係る文書の存在を答えること自体が、特定の個人が懲戒処分を受けたかどうかを明らかにすることになり、条例第8条第2号(不開示とする個人情報)により保護しようとする権利利益を侵害することになるため、当該文書の存否を答えることはできない。	教育委員会(義務教育課)
H. 13. 10. 29	千葉県教委が教職員3人を懲戒処分にし、新聞各社に実名を挙げた(2001年10月18日千葉県朝刊各紙参照)、職場の管理者への処分内容もしくは指導内容が判明する全ての情報。	千葉県情報公開条例第11条に該当するため。開示請求に係る文書の存在を答えること自体が、特定の個人が懲戒処分を受けたかどうかを明らかにすることになり、条例第8条第2号(不開示とする個人情報)により保護しようとする権利利益を侵害することになるため、当該文書の存否を答えることはできない。	教育委員会(高校教育課)
H. 13. 12. 13	1. 対象とする職員 千葉県立船橋豊台高等学校〇〇科〇〇教諭 2. 対象とする文書 研修承認願 3. 対象とする期間 2001年4月1日以降本日まで	千葉県情報公開条例第11条に該当するため。本件開示請求は個人名を挙げてしているものであり、開示請求に係る文書の存在を答えること自体が、特定の個人が研修承認願を提出しているかどうかを明らかにすることになり、条例第8条第2号(不開示とする個人情報)により保護しようとする権利利益を侵害するため、当該文書の存否を答えることはできない。	教育委員会(船橋豊台高等学校)
H. 13. 12. 13	1. 対象とする職員 千葉県立木更津東高等学校〇〇科〇〇教諭 2. 対象とする文書 研修承認願 3. 対象とする期間 2001年4月1日以降本日まで	千葉県情報公開条例第11条に該当するため。本件開示請求は個人名を挙げてしているものであり、開示請求に係る文書の存在を答えること自体が、特定の個人が研修承認願を提出しているかどうかを明らかにすることになり、条例第8条第2号(不開示とする個人情報)により保護しようとする権利利益を侵害するため、当該文書の存否を答えることはできない。	教育委員会(木更津東高等学校)
H. 13. 12. 13	1. 対象とする職員 千葉県立流山中高等学校〇〇科〇〇教諭 2. 対象とする文書 研修承認願 3. 対象とする期間 2001年4月1日以降本日まで	千葉県情報公開条例第11条に該当するため。本件開示請求は個人名を挙げてしているものであり、開示請求に係る文書の存在を答えること自体が、特定の個人が研修承認願を提出しているかどうかを明らかにすることになり、条例第8条第2号(不開示とする個人情報)により保護しようとする権利利益を侵害するため、当該文書の存否を答えることはできない。	教育委員会(流山中央高等学校)

千葉県における存否応答拒否処分の実例一覧

No.2

受付年月日	開示請求書の表記	不開示決定通知書の表記	実施機関 (担当課)
H. 14. 5. 29	開示請求人、被告千葉県代表監査委員川崎藤夫間の千葉地方裁判所の行政訴訟において被告は平成9年12月10日、請求人の平成7年度及び平成8年度の公開請求件数は、請求回数74回、請求件数4604件にのぼる。被告だけでも6回、1716件であると主張したので、その根拠となる資料	千葉県情報公開条例第11条に該当するため。本件開示請求は、個人情報に係る文書の存否を答えること自体が、個人情報を開示することになるため、当該文書の存否を答えることはできない。	実施機関 (担当課) 監査委員 (監査第一課)
H. 14. 6. 20	原告請求人、被告千葉県代表監査委員間の千葉地方裁判所の行政訴訟において被告は平成9年12月10日、請求人の平成7年度及び平成8年度の公開請求件数は、請求回数74回、請求件数4604件にのぼる。被告だけでも6回、1716件であると主張したので、その根拠となる資料	千葉県情報公開条例第11条に該当するため。本件開示請求は、個人情報に係る文書の存否を答えること自体が、個人情報を開示することになるため、当該文書の存否を答えることはできない。	知事 (文書課)
H. 14. 8. 22	平成9年5月13日、一宮町一宮字本給タケ谷 5810 の土砂採取に関する〇〇商事より提出された始末書及び確認書等関係書類	千葉県情報公開条例第11条に該当するため。本件開示請求は、法人名を挙げているものであり、開示請求にかかる文書の存否を答えること自体が、特定の法人が違法採掘を行い、指導を受けていることを明らかにすることになり、旧公文書公開条例第11条(3) (法人の社会的信用を損なう情報) と (8) (県と事業者の信頼関係を損なう情報) により保護しようとする権利利益を侵害するため、当該文書の存否を答えることはできない。	知事 (長生支庁)
H. 14. 8. 28	平成9年5月13日、一宮町一宮字本給タケ谷 5810 の土砂採取に関する〇〇商事より提出された始末書及び確認書等関係書類	千葉県情報公開条例第11条に該当するため。本件開示請求は、法人名を挙げているものであり、開示請求にかかる文書の存否を答えること自体が、特定の法人が違法採掘を行い、指導を受けていることを明らかにすることになり、旧公文書公開条例第11条(3) (法人の社会的信用を損なう情報) と (8) (県と事業者の信頼関係を損なう情報) により保護しようとする権利利益を侵害するため、当該文書の存否を答えることはできない。	知事 (長生支庁)

\* 平成14年8月22日請求分と同日28日請求分は、同一内容であるが、請求者が異なる。

存否応答拒否に関する各県状況

平成15年2月14日作成

都道府県名	条例の規定内容	具体的例示	濫用の歯止め規定	適用実績	備考
北海道	条例第12条 文書の存否を答えるだけで「特定の個人の生命、身体若しくは名誉が侵害される」「犯罪の予防、捜査等に支障」	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定の個人の特定の疾病に関する情報</li> <li>内偵捜査の情報</li> <li>取締りに関して特定の日時、場所、路線の情報</li> </ul>	濫用した場合は審査会に事後報告	平成13年度 4件 ・○○事件の捜査概要 (事件名を特定した請求)	
宮城県	条例第11条 文書の存否を答えるだけで「非開示情報を開示することとなるとき。」	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定の個人の病歴に関する情報</li> <li>特定の個人の措置入院に関する情報</li> <li>特定の個人の生活保護の申請等に関する情報</li> <li>特定個人の設備投資計画・開発計画に関する情報</li> <li>特定分野に限定しての試験問題の出題予定</li> </ul>	(特になし)	平成13年度 2件 ・長期特別研修員○○に係る○○等からの申し入れ等に係る一切の文書 ・○○に対する苦情の内容と件数	
秋田県	条例第8条 文書の存否を答えるだけで「非開示情報を開示することとなるとき。」	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定の者又は特定の事項を名指しした探索的請求</li> <li>特定の個人の病歴、犯罪経歴に関する情報</li> <li>特定の個人の生活保護の申請に関する情報</li> <li>特定の分野に限定しての試験問題の出題予定に関する情報</li> <li>特定法人に対する検査計画に関する情報</li> <li>犯罪の内偵捜査に関する情報</li> </ul>	(特になし)	平成13年度 なし	
栃木県	条例第10条 文書の存否を答えるだけで「非開示情報を開示することとなるとき。」	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定の個人の病歴に関する情報</li> <li>先端技術に関する特定企業の設備投資計画</li> <li>買い占めを招くなど県民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある特定の物資に関する政策決定の検討状況</li> <li>特定分野に限定しての試験問題の出題予定</li> <li>犯罪の内偵捜査に関する情報</li> </ul>	文書学事課に事前協議	平成13年度 なし	

存否応答拒否に関する各県状況

都道府県名	条例の規定内容	具体的例示	濫用の歯止めの規定	適用実績	備考
東京都	条例第10条 文書の存否を答えるだけで「非開示情報を開示することとなるとき。」	特定個人の病歴、特定企業の技術開発情報、犯罪の内偵捜査に関する情報	情報公開課に対し事前照会 情報公開・個人情報保護審議会 会（外部委員：見識を有する者）へ事後報告	平成13年度 11件 （特定個人を名指しした請求等に係るもの）	
神奈川県	条例第8条 文書の存否を答えるだけで「非開示情報を開示することとなるとき。」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人の病歴</li> <li>・特定個人の生活保護に関する情報</li> <li>・特定企業の特定技術開発情報</li> <li>・表彰者名簿のうち特定個人に関する情報</li> <li>・試験問題のうち特定の設問に関する情報</li> <li>・犯罪の内偵情報</li> <li>・その他</li> </ul>	事前に情報公開課と調整 情報公開運営審議会（外部委員：県民、学識経験者）に事後報告	平成12年度 2件 ・特定個人に係る身体障害者手帳台帳の記載内容について ・特定の飲食店の違反建築に對する行政指導に係る文書一式	
三重県	条例第11条 文書の存否を答えるだけで「非開示情報を開示することとなるとき。」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定の個人の病歴に関する情報</li> <li>・先端技術に関する特定企業の設備投資計画に関する情報</li> <li>・犯罪の内偵捜査に関する情報</li> <li>・買占めを招くなど県民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある特定の物資に関する政策決定の検討状況</li> <li>・特定分野に限定しての試験問題の出題予定</li> </ul>	(特になし)	平成12年度 3件 ・〇〇氏の赤道用途廃止申請に関する文書 ・赤道（官民境界）確定に関する文書	
大阪府	条例第12条 文書の存否を答えるだけで「非開示情報を開示することとなるとき。」	<p>特定の個人名を示した病歴に関する情報が請求された場合や特定分野に限定して試験の出題予定に関する情報が請求された場合</p> <p>請求事例&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定分野に限定した試験の出題予定</li> <li>・特定の事業者等に限定した今後の府税反則取締りに関する情報</li> <li>・犯罪等に係る情報提供者の情報のうち特定個人に限定したもの</li> <li>・特定個人の病歴に関する情報</li> <li>・特定個人の特定の図書に関する閲覧申込カード</li> <li>・特定個人の生活保護決定調書</li> </ul>	(特になし)	平成12年度 2件 ・〇〇氏（大阪府職員）の事故報告書及び事務分担表 ・〇〇氏（大阪府職員）の病氣休暇願いの診断書及び理由書	

存否応答拒否に関する各県状況

都道府県名	条例の規定内容	具体的例示	濫用の歯止めの規定	適用実績	備考
愛知県	条例第10条 文書の存否を答えるだけで「不開示情報を開示することとなるとき。」	特定の個人の病歴、試験問題の出題分野	(特になし)	平成13年度 24件 個人情報保護審議会議事録全部(〇〇に係る異議申立て分) 〇〇高校の〇〇様の事故報告書 平成13年度 1件 障害者住環境整備費助成決定通知書 平成13年度 1件 特定の教員を名指しした処分の内容がわかるものの請求	
横浜市	条例第9条 文書の存否を答えるだけで「不開示情報を開示することとなるとき。」	特定の個人の病歴、試験問題の出題分野	審査会に事後報告		
名古屋市	条例第9条 文書の存否を答えるだけで「不開示情報を開示することとなるとき。」	特定個人の病歴、特定企業の技術開発情報、特定分野の試験問題	市政情報課に事前協議 審査会に事後報告		
千葉県	条例第11条 文書の存否を答えるだけで「不開示情報を開示することとなるとき。」	特定の個人の病歴に関する情報 先端技術に関する特定企業の設備投資計画に関する情報 犯罪の内偵捜査に関する情報 買い占めを招くなど県民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある特定の情報に関する政策決定の検討状況 特定分野に限定しての試験問題の出題予定	(特になし)	平成13年度 6件 千葉県教委が教職員3名を懲戒処分にし、新聞各社に実名を挙げた職場の管理者への処分内容若しくは指導内容が判明する全ての情報 特定の教職員の研修承認願等	



参考

<p>国</p>	<p>法第111条          文書の存否を答えるだけで          「不開示情報を開示することと          なるとき。」</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定の個人の病歴に関する情報</li> <li>・ 先端技術に関する特定企業の設備投資計画に関する情報</li> <li>・ 情報交換の存在を明らかにしない約束で他国等との間で交換された情報</li> <li>・ 犯罪の内偵捜査に関する情報</li> <li>・ 買収占めを招くなど国民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある特定の物資に関する政策決定の検討状況</li> <li>・ 特定分野に限定しての試験問題の出題予定</li> </ul>	<p>(特になし)</p>	<p>75件          ただし、平成13・14年度          に答申のあったものうち、存          否応答拒否に係るものをカウン          ト</p>	
----------	---	--	---------------	---	--

存否応答拒否に関する国の事例（平成13・14年度に審査会の答申のあったもの）

諮問庁	事件名	結論
検事総長	特定個人に係る前科の不開示決定に関する件	妥当
検事総長	明治39年検務事件簿中の特定個人に係る記載部分の不開示決定に関する件	取消
警察庁長官	特定個人に係る前科等の不開示決定	妥当
厚生労働大臣	本人からの厚生大臣あて再審査請求の報告書等の不開示決定に関する件	妥当
法務大臣	在監者の公判出廷に係る報告書の不開示決定	妥当
三重大学長	本人に係る三重大学医学部附属病院における診療録の不開示決定に関する件	妥当
法務大臣	特定個人に係る人権相談表の不開示決定に関する件	妥当
法務大臣	在監者に係る身分帳の不開示決定に関する件	妥当
東京大学総長	本人に係る東京大学工学助手の退職願の不開示決定に関する件	妥当
厚生労働大臣	特定個人に係る労災保険請求に関する補償調査復命書の不開示決定に関する件	妥当
厚生労働大臣	特定個人から請求された遺族補償給付埋葬料不支給決定取消し審査事件に用いられた資料の不開示決定に関する件	妥当
厚生労働大臣	特定個人に係る労災保険請求に関する補償調査復命書の不開示決定に関する件	妥当
法務大臣	特定の司法書士に対する懲戒申立事件に係る調査資料の不開示決定に関する件	妥当
警察庁長官	特定団体及び個人に関する視察結果報告書等の不開示決定に関する件	妥当
法務大臣	行刑施設における特定個人のカルテ等の不開示決定に関する件	妥当
検事総長	特定個人の刑の執行停止申立てに係る照会・回答文書等の不開示決定に関する件	妥当
厚生労働大臣	第53回診療放射線技師試験における特定個人の答案用紙の不開示決定に関する件	妥当
厚生労働大臣	特定個人の住所及び氏名が記載された地方労災医員委嘱関係文書の不開示決定に関する件	取消

諮問庁	事件名	結論
法務大臣	金沢刑務所が保有管理する特定受刑者の規律違反行為に係る報告書等の不開示決定に関する件	妥当
法務大臣	鹿児島刑務所官監者に係る診断書の不開示決定に関する件	妥当
厚生労働大臣	特定個人の雇用保険被保険者資格喪失届の不開示決定に関する件	妥当
厚生労働大臣	本人に係る労災保険給付請求の調査復命書の不開示決定に関する件	妥当
厚生労働大臣	特定個人に係る労災保険給付不支給決定請求書綴等の不開示決定に関する件	妥当
法務大臣	本人に係る人権侵害調査資料の不開示決定に関する件	妥当
郵政事業庁長官	特定個人の貯金口座記録の不開示決定に関する件	妥当
郵政事業庁長官	特定個人の簡易生命保険契約内容の不開示決定に関する件	妥当
郵政事業庁長官	本人の定期貯金に関する調査内容の不開示決定に関する件	妥当
法務大臣	本人に係る人権相談票の不開示決定に関する件	妥当
法務大臣	大阪拘置所の特定の被収容者に係る取調依頼書等の不開示決定に関する件	妥当
厚生労働大臣	出雲労働基準監督署の特定個人からの聴取書の不開示決定に関する件	妥当
厚生労働大臣	特定個人に係る労災保険給付請求に関する書類の不開示決定に関する件	妥当
厚生労働大臣	本人に係る雇用保険被保険者資格喪失届の不開示決定に関する件	妥当
厚生労働大臣	特定戦没者に係る遺族年金請求書に添付された戸籍謄本の不開示決定に関する件	妥当
厚生労働大臣	本人が名古屋東労働基準監督署に申し立てた申告処理台帳の不開示決定に関する件	妥当
京都工芸繊維大学長	特定個人に対する懲戒処分を決定した京都工芸繊維大学評議委員会会議事録の不開示決定に関する件	妥当
厚生労働大臣	本人が東大阪労働基準監督署に申し立てた申告処理台帳の不開示決定に関する件	妥当

諮問庁	事件名	結論
法務大臣	本人が提出した教諭師採用に関する願箋等の不開示決定に関する件	妥当
法務大臣	本人に係る人権相談票の不開示決定に関する件	妥当
法務大臣	本人からの人権救済申立てに係る対応記録一式の不開示決定に関する件	妥当
法務大臣	本人が府中刑務所において保護房に収容された記録の不開示決定に関する件	妥当
法務大臣	本人が平成 12 年から開示請求日現在までの間に札幌法務局人権擁護部の人権留守番電話に録音した人権相談の内容を記録した文書の不開示決定に関する件	妥当
文部科学大臣	高等学校教員資格認定試験の特定個人が受験した全ての科目の成績にかかる文書の不開示決定に関する件	妥当
公安調査庁長官	本人に対する内偵の有無を示す文書の不開示決定に関する件	妥当
法務大臣	平成 12 年度の特定団体に関する報告書の不開示決定に関する件	妥当
法務大臣	平成 12 年度の特定団体に関する報告書の不開示決定に関する件	妥当
法務大臣	平成 12 年度の特定団体に関する報告書の不開示決定に関する件	妥当
社会保険庁長官	本人の健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届及び健康保険被保険者証回収不能届の不開示決定に関する件	妥当
厚生労働大臣	本人に係る求職票の不開示決定に関する件	妥当
財務大臣	里道（山口県豊浦郡所在）の払い下げに関する文書の不開示決定に関する件	妥当
厚生労働大臣	死亡した特定個人に係る災害調査復命書の不開示決定に関する件	妥当
社会保険庁長官	本人の健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届、健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届及び健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届の不開示決定に関する件	妥当
厚生労働大臣	名古屋北労働基準監督署における本人の保険給付に関する実地調査復命書の不開示決定に関する件	妥当
法務大臣	岡山刑務所に収監されている特定個人の病気や体調に関する文書の不開示決定に関する件	妥当

諮問庁	事件名	結論
厚生労働大臣	本人購入願せんの不開示決定に関する件	妥当
国税庁長官	特定個人に係る審査請求事件一件書類綴等の不開示決定に関する件	妥当
法務大臣	本人の人権相談に関する記録の不開示決定に関する件	妥当
法務大臣	告知台帳の本人に係る部分の不開示決定に関する件	妥当
厚生労働大臣	本人に係る受給した雇用保険の基本手当返還の確約書の不開示決定に関する件	妥当
法務大臣	処遇部門書信係長が本人の情報を違法に外部に漏らした際に上司に提出した書類の不開示決定に関する件	妥当
法務大臣	本人の診断記録及び診断カルテに添付された願箋等の不開示決定に関する件	妥当
厚生労働大臣	平成13年4月～12月に横浜北労働基準監督署が特定会社に出した行政指導文書及び同社からの是正報告書の不開示決定に関する件	取消
公正取引委員会委員長	特定ダム工事の談合に関する質疑を受けて公正取引委員会が行った具体的措置に関する文書の不開示決定に関する件	妥当
公正取引委員会委員長	国会におけるダム工事の談合に関する質疑を受けて公正取引委員会が行った具体的措置に関する文書の不開示決定に関する件	妥当
厚生労働大臣	本人に係る特定求職者雇用開発助成金支給申請書の不開示決定に関する件	妥当
法務大臣	特定個人の在留資格更新手続書類及び永住資格申請書等の不開示決定に関する件	妥当
金融庁長官	特定法人について代理店廃止理由となった事故に関する不祥事届出書の不開示決定に関する件	妥当
財務大臣	本人が財務省文書課行政相談係において相談した応接記録の不開示決定に関する件	妥当
法務大臣	特定個人からの人権相談に関する対応記録一式の不開示決定に関する件	妥当
厚生労働大臣	特定個人の死亡災害事故に係る労災給付請求書及び調査書等の不開示決定に関する件	妥当
厚生労働大臣	本人に係る労災保険給付不支給決定の根拠となった十三市民病院からの意見書の不開示決定に関する件	妥当
法務大臣	本人が富山地方法務局に相談した相談記録の不開示決定に関する件	妥当

諮問庁	事件名	結論
国税庁長官	特定の法人が提出した法人税に係る法人設立届出書等の不開示決定に関する件	取消
国税庁長官	特定の法人が平成11年1月1日以降に提出した法人税の確定申告書等の不開示決定に関する件	取消
厚生労働大臣	特定の会社から川崎北労働基準監督署に提出された解雇予告除外認定申請書等の不開示決定に関する件	取消
厚生労働大臣	特定の会社から旭川労働基準監督署に提出された解雇予告除外認定申請書等の不開示決定に関する件	取消

存否応答拒否に関する審査会の答申件数

75件（平成13年度、14年度）

うち 妥当 68件

取消 7件

国の情報公開審査会において存否応答拒否処分が取り消された事例

1	諮問庁	検事総長
	事件名	明治39年検務事件簿中の特定個人に係る記載部分の不開示決定に関する事件
	取消事由	当該故人の犯罪歴の有無については、現に事実として公衆の知り得る状態に置かれているというだけでなく、処分庁の行った公表は、事後に当該情報が継続して公にされ続けることを前提としていたか、少なくともそれを容認していたものと考えられるのであり、個別の特殊事情に基づく一時的なものにすぎないとは言えない。よって、当該犯罪例の有無は、慣行として公にされている情報に該当する。
2	諮問庁	厚生労働大臣
	事件名	特定個人の氏名及び住所が記載された地方労災医員委嘱関係文書の不開示決定に関する件
	取消事由	氏名を公にしても地方労災医員に対して不法、不当な誹謗、脅迫等が加えられ、その診療活動等や地方労災医員としての活動が妨害されるおそれがあるとは認めがたい。また、氏名が公にされたとしても、今後における委嘱ができなくなり、あるいは任期中に辞任などにより、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認めがたい。
3	諮問庁	厚生労働大臣
	事件名	平成13年4月～12月に横浜北労働基準監督署が特定会社に出した行政指導文書及び同社からの是正報告書の不開示決定に関する件
	取消事由	①労働基準監督機関から行政指導が行われたという事実あるいは当該指導に基づき報告をしたという事実のみでは、直ちに、社会的イメージの低下を招き、求人活動等に影響を及ぼすおそれや取引先会社との間で信用を失うおそれがあるなど、当該会社の正当な利益を害するおそれがあるものとまでは認められない。 ②単に労働基準監督機関からは正・指導を受けたことや当該会社が是正報告書を提出したという事実のみが公にされたとしても、労働基準監督署と当該会社との信頼関係が著しく損なわれ、自主的改善の意欲を削ぐこととなるとは認められない。また、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると認めるにつき相当の理由があるとは認められない。
4	諮問庁	国税庁長官
	事件名	特定の法人が提出した法人税に係る法人設立届出書等の不開示決定に関する件
	取消事由	①法の規定に従って開示・不開示いずれかの決定をすることにより当該法人が当該文書を提出したか否かが明らかになっても、法人税法上の守秘義務に違反したことにはならない。 ②法人税法に基づく法人としての義務を履行したものであって、その事実が明らかになることにより経済的その他何らかの利益が害されるということはおよそ考えられず、また、設立届書等を提出しなかった法人は、上記規定に違反したものであって、その事実が明らかになることによって取引上その他何らかの不利益を被ることになっても、受忍すべきものと考えられることから、正当な利益を害されたものとは言えない。 ③特定の文書について開示・不開示の決定がされることによりその事実の有無が公にされることになっても、そのことにより自主申告が少なくなったりその他納税者の協力を得ることが困難になり、税務行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが生ずるような状況になるとは考えられない。

5	諮問庁	国税庁長官
	事件名	特定の法人が平成11年1月1日以降に提出した法人確定申告書等の不開示決定に関する件
	取消事由	① 4の①、②と同じ ②当該申告が期限内のものか期限後のものかが明らかになることが当然に当該法人の財務状況や企業倫理等を示すものとは言えず、また、これらについての誤解を生じさせ当該法人の事業活動に悪影響を及ぼすことになるとは言えないことから、期限内・期限後申告の事実の有無を明らかにすることにより法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは考え難い。 ③ 4の③に同じ
6	諮問庁	厚生労働大臣
	事件名	特定の会社から川崎北労働基準監督署に提出された解雇予告除外認定申請書等の不開示決定に関する件
	取消事由	①使用者が認定申請をしたこと自体から直ちに、当該使用者がモラルの低い労働者を雇用していて信用上問題がある等の印象を取引先等に与えるおそれがあるとは言いがたく、使用者の社会的評価を損なうおそれがあるとは認められない。 ②単に当該会社が認定申請をした事実の有無のみが公にされたとしても、そのことをもって労基法に定める手続を省略して即時解雇が行われることになるとまでは認められない。したがって、解雇予告除外認定制度の適正な運営、解雇予告制度の遵守に支障を及ぼし、ひいては労働基準監督行政の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとはいえない。
7	諮問庁	厚生労働大臣
	事件名	特定の会社から旭川労働基準監督署に提出された解雇予告除外認定申請書等の不開示決定に関する件
	取消事由	①使用者が認定申請をしたこと自体から直ちに、当該使用者がモラルの低い労働者を雇用していて信用上問題がある等の印象を取引先等に与えるおそれがあるとは言いがたく、使用者の社会的評価を損なうおそれがあるとは認められない。 ②単に当該会社が認定申請をした事実の有無のみが公にされたとしても、そのことをもって労基法に定める手続を省略して即時解雇が行われることになるとまでは認められない。